

○二見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○二見委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西村眞悟君。

○西村(眞)委員 おはようございます。
まず冒頭、尖閣諸島周辺海域に、この四月から、新たな事態として、中国海軍の艦艇が姿を見せ始めた、いわば我が國の庭に他の國の軍艦が入ってきたいるという状態でござります。これが我が國の庭であるといふことは、我が國が示さねばなりません。

中国は既に領海法を制定して、尖閣諸島は中国の領土であるという国内的宣言をしておりまして、我が国に対しても絶え間なく尖閣諸島は中国固有の領土であるという旨の発信をしております。このたび軍艦を出してまいりました。我が国が、尖閣は我が國の庭である、我が國の領土であるということを対外的にいかに示すかの順番が回つてしまひました。

相手が軍艦を出してきた以上、防衛庁長官として、尖閣周辺に我が海上自衛隊も姿を見せる、そして、演習であれ、そしてまた調査活動であれ、また事態に応じて八十二条の海上警備行動の発動であれ、いずれにしても我が國の海上自衛隊艦艇の姿を尖閣周辺で見せねばならないと思います。

ちなみに、沖縄本島のことだけを考えておれば沖縄のことはわからないのでございまして、先島のあの八重山の漁民は、我々は国境の島の人間である、国境を守るのは軍隊でしょう、なぜ私のとここの海に海上自衛隊の姿がないのか、それとも日本政府は我々を日本国民とは思っていないのかという声を、私はじかに八重山諸島の漁民の方々から聞いております。

長官、私が申し上げた、我が國も海軍艦艇の姿を尖閣周辺で見せるべきである、理由はいかなる理由をつけてもいい、我が國の庭であるから、我が國の自由な根拠づけにおいて、長官が自由に判

いて、姿を見せていただきたいという私の要望についての長官の見解をお尋ねしたいと存じます。

○野呂田国務大臣 御指摘の中国艦船の動向につきましては、私どももその動向につきまして銳意把握に努めているところでございます。また、哨戒機P-3Cが警戒監視の際にこれを視認した場合には、所要の情報を海上保安庁に詳細に通報しているところでございます。

尖閣諸島付近の我が國領海を含む海域につきましては、近年、中国の海洋調査船により海洋調査と見られる活動が行われているほか、海軍艦艇の航行も確認されており、防衛庁としては、引き続き御案内のとおり、海上における治安の維持につきましては、第一義的には海上保安庁が担当することとなるところであります。

御案内のとおり、海上における治安の維持につきましては、第一義的には海上保安庁が担当することとなつております。これら艦船については既に海上保安庁の巡視船艇が追尾、監視を行うとともに、作業の中止要求や退去命令を行つております。

また、海洋調査船による領海及び排他的經濟水域における我が国の同意なき違法な海洋活動につきましては、外交当局によりかかるべき申し入れが行われ、問題解決のための外交努力が行わっております。

今申し上げたとおり、これら艦船については既に海上保安庁の巡視船が追尾、監視を行うとともに中止要求や退去要求を行つており、また、違法な海洋調査活動については外交当局によりかかるべき申し入れが行われ、問題解決のための外交努力が行われております。

中止要求や退去要求を行つておらず、また、違法な海洋調査活動についても外交当局によりかかるべき申し入れが行わぬままの状況のもとで私どもが訓練の名目等で自衛艦に自衛行動をとらせるることは、現段階では適当ではないのではないか、私はそう考えております。

○西村(眞)委員 漢書の言葉に「断するに当たつて断ざざればかえってその乱を受く」という言葉でござります。ささいなことでもその都度その都度決断しなければ将来必ず大きな亂を招くという言葉でございまして、尖閣周辺のこの十年の経験を見ますれば、かのエスカレートはまさにこの「断するに当たつて断ぜざればかえってその乱を受く」という言葉どおり、我が國の姿勢がエスカレートを招いていると思わざるを得ません。これから推移を見守られた上、防衛庁長官としてその権限において適切な措置を決断していただきねばならない時期が来る、必ず来ると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、法案の件に関して六点ほどお尋ねいたしましたが、このたびの法改正は、時間系列を追つて

ますが、このたびの法改正は、時間系列を追つていけば、昨年の調達実施本部をめぐる不祥事があってこの法案が出たという流れに見えます。しかししながら、調達実施本部の元本部長及び副本部長が関係する不祥事であつて、この不祥事は自衛官特に部隊勤務の自衛官とは何ら関係ないものと私は認識しておりますが、にもかかわらず、今回の改正案はこの自衛官の再就職規制までも見直しの対象とされておりますが、そこまでする必要があつたのか否かについて、長官の御見解をお伺いいたします。

○野呂田国務大臣 今回の改正は、ただいまも申し上げたところであります。公務の公正性を確保するとともに、隊員に対するいわゆるいわれなき批判等の払拭をより徹底するために、隊員がいわゆる防衛産業等に再就職する場合には、一般的の公務員と同様に審査の対象とすることとしたものであります。委員御指摘のとおり、自衛官については若年定年制あるいは任期制を採用している

など、事務官等に比してその任用形態に大きく異なる面があり、この点は改正案においても配意したことところでございます。

具体的に申し上げますと、若年定年制自衛官については、自衛隊の精強性を維持するため早期の退職を余儀なくされます。また、再就職の必要性が高いことや離職前の職務に伴う権限が限られ

たものが多い等の特性を有する一方で、防衛産業等への再就職であることのみをもつて、いわれな

き批判等も残念ながら存在したところであります。そこで、これらの企業に再就職する場合に、一定の手続を経ることで、かかる批判等を払拭す

ることが望ましいと私どもは判断したところでござります。

また、任期制の自衛官につきましては、在職中の部隊に勤務していることに加えまして、在職期間が短いことや、離職前における本人及び上官の地位及び職務等から見ても、企業への影響力を不正に使用して再就職する事態は想定しがたいことか

ら、再就職についての承認の対象外とした次第でござります。

○西村(眞)委員 先般、この法案を作成、起案されたことを御理解、御協力を賜りたいと存じます。

○西村(眞)委員 先般、この法案を作成、起案されたことを御理解、御協力を賜りたいと存じます。

の再就職規制を調査されたと。また、私もその調査内容を詳説いたしましたが、この今出されている法案は、調査された諸外国の再就職手続よりも、かなり内容は異なつておるし、対象が広くなつております。

先般実施された諸外国調査は、本法案にそのよきところがどのように反映されておるのであろうかということについて、長官の御答弁をお願いいたします。

○野呂田国務大臣 先般実施しました外国実態調査によつてみますと、イギリスやフランスの再就職の事前手続は、不正の防止のみならず、国防に対する国民の信頼の確保及び個人の再就職へのいわれなき批判等からの保護を基本的考え方として定められておると考えます。こうした調査の結果による考え方方は、改正法案の、長官の承認を必要とする対象の拡大とか、あるいは国会への報告制度の設置などに反映されていると考えているところであります。

また、イギリスやフランスでは、実質的に大きな契約に関与しない任期制の兵士を審査対象にすることには消極的であり、むしろ再就職支援策等の充実に努力しているものと考えます。改正法案におきましても、任期制自衛官は承認の対象外としたところでございます。

○西村(眞)委員 国防にとって隊員の士気は非常に重要な人的な土台であると私は思つておるんですが、このたび再就職規制が強化される。自分たちが特殊な、例えば部隊での勤務を経て再就職しなければならない、そのときに、規制が強化されることは再就職ができなくなるのではないか、自分として名譽ある職務として国防に若き時期をささげた我々が、再就職ができなくなるのでどうして食つていけるのであらうか、こういうふうな将来に対する不安がなきにしもあらずだと思う。特に素朴な人に限つてやはり素朴にそう思つてしまつてゐるところが、再就職ができなくなるのではないか、再就職ができないとなるのではないか、自分が、国防の任務に半生を尽くした者として堂々と再就職していくが、こういうふうな将来に対する不安がなきにしもあらずだと思う。特に素朴な人に限つてやはり素朴にそう思つてしまつてゐるところがある。

私その点は非常に心配しておりますと、隊員のこの再就職規制をきつかけとした士気の低下が

非常に問題だと思うんですが、この点については長官はどのようにお考えであるかについての見解をお伺いしたいと存じます。

○野呂田国務大臣 我が国の防衛によりまして隊員の士気が重要であることは、委員御指摘のとおりでございます。ただいまは隊員の再就職の問題につきまして深い御配慮を賜りましたことを、心から感謝申し上げたいと思いますが、このたびの改正によりまして、任期制自衛官につきましては再就職に関し、長官の承認の対象外とされ、必要ならば再就職援護制度による支援を受けつつも、心置きなく再就職先を探すことができる、こ

ういうふうに考へておるところであります。また、若干定期制自衛官につきましては、その多くは防衛産業以外の企業に再就職しており、手続きの対象となる隊員は一部にすぎないと考へておりますが、承認の対象となる者につきましても、上でも私どもは望ましいと考えたところでございます。

上でも私は再就職する場合には、適正な審査を経て長官の承認を受けることとするとことで、いわゆるいわれなき批判、疑いを受けることなく、堂々と胸を張つて再就職することができるとなり、その第二の人生を考える上でも私はまことに思つておるところでござります。

○西村(眞)委員 防衛庁にとつては、これらの点の隊員への周知に努めますとともに、若干定期制、任期制自衛官の再就職を支援するための諸施策について、今後、さらなる充実を図つていくこととしており、今回の再就職制度の見直しが、一般隊員の士気を低下させることはないと信じておる次第でござります。

○西村(眞)委員 この再就職規制の運用において、長官は、いわれなき疑惑を持たれないようとするんだとたゞたゞ御答弁されております。これを積極的に申し上げるならば、再就職する自衛官が、国防の任務に半生を尽くした者として堂々と再就職していくが、このように運用するというふうな御答弁の趣旨だと私は存じます。

さて、再就職の問題に関しては、かの自衛官が勝手に探してきて、それでそれを審査するんだと

いう視点よりも、毎年一万人近くが退職していくでございます。そしてまた、それがそのまま自衛官の再就職を支援するための諸施策、今実していくことが、やはり士気の低下を防ぎ、それでお伺いしたいと存じます。

○野呂田国務大臣 我が國の防衛によりまして隊員の士気が重要であることは、委員御指摘のとおりでございます。ただいまは隊員の再就職の問題につきまして深い御配慮を賜りましたことを、心から感謝申し上げたいと思いますが、このたびの改正によりまして、任期制自衛官につきましては再就職に関し、長官の承認の対象外とされ、必要ならば再就職援護制度による支援を受けつつも、心置きなく再就職先を探すことができる、こ

ういうふうに考へておるところであります。また、若干定期制自衛官につきましては、その多くは防衛産業以外の企業に再就職しており、手続きの対象となる隊員は一部にすぎないと考へておりますが、承認の対象となる者につきましても、上でも私どもは望ましいと考えたところでございます。

上でも私は再就職する場合には、適正な審査を経て長官の承認を受けること

とするとことで、いわゆるいわれなき批判、疑いを受けることなく、堂々と胸を張つて再就職すること

とができるとなり、その第二の人生を考える

上でも私はまことに思つておるところでござ

ります。

○西村(眞)委員 防衛庁にとつては、これらの点の隊員への周知に努めますとともに、若干定期制、任期制自衛官の再就職を支援するための諸施策について、今後、さらなる充実を図つていくこととしており、今回の再就職制度の見直しが、一般隊員の士気を

低下させることはないと信じておる次第でござります。

○西村(眞)委員 その自衛官が在任中、任務について習得した技術、知識、これらはもちろん軍事に関するものでござります。武器という言葉はアームズといいまして、人間の手の延長でござります。この武器を自分の手の延長のように、自分の腕のように使いこなす経験を持つたのは、我が国では自衛官及び警察官しかいないのでござります。この武器を自分の手の延長のように、自分の腕のように使いこなす経験を持つたのは、我が

つくつた製品が、そしてそれを使いこなせた人

が、そのものに間に与しなければ、いいものが生まれはすがないわけでございます。したがつて、

自衛官の再就職の先の防衛産業というものが育成する視点から見ても、また自衛官の携わった任務から見ても、当然、防衛産業に就職が多くなるの

は自然の成り行きだと存じます。そしてまた、そ

して国防という任務を国家として全うできる道で

ある、かなり重要な要素であると存じます。その

意味で、再就職支援について具体的にどのように

推し進めていかれる所存か、御見解をお伺いした

いと存じます。

○西村(眞)委員 上でも私はまことに思つてお

るところでござります。

○西村(眞)委員 その生活を憂えることなく安心して職務に精励がで

きますよう、このような施策を引き続き実施する

とともに、自衛隊の再就職支援のために雇用情報

のネットワーク化等就職援護施策の積極的な推進

や、地方公共団体等公的部門における退職自衛官

の採用の推進などの諸施策の実施に真剣に努めて

まいりたいと考へております。

今後とも、こういった若年退職自衛官が退職後

の生活を憂えることなく安心して職務に精励がで

きますよう、このような施策を引き続き実施する

とともに、自衛隊の再就職支援のために雇用情報

のネットワーク化等就職援護施策の積極的な推進

や、地方公共団体等公的部門における退職自衛官

の採用の推進などの諸施策の実施に真剣に努めて

まいりたいと考へております。

○西村(眞)委員 その自衛官が在任中、任務につ

いて習得した技術、知識、これらはもちろん軍事

に関するものでござります。武器という言葉は

アームズといいまして、人間の手の延長でござ

ります。この武器を自分の手の延長のように、自分の腕のように使いこなす経験を持つたのは、我が

つくつた製品が、そしてそれを使いこなせた人

が、そのものに間に与しなければ、いいものが生まれはすがないわけでございます。したがつて、

自衛官の再就職の先の防衛産業というものが育成する視点から見ても、また自衛官の携わった任務から見ても、当然、防衛産業に就職が多くなるの

は自然の成り行きだと存じます。そしてまた、そ

して国防という任務を国家として全うできる道で

ある、かなり重要な要素であると存じます。その

意味で、再就職支援について具体的にどのように

推し進めていかれる所存か、御見解をお伺いした

いと存じます。

○西村(眞)委員 上でも私はまことに思つてお

るところでござります。

○西村(眞)委員 御指摘のよう、退職自衛官

が防衛に關する専門的な知識等を生かしまして

いる視点から、防衛産業に關する、そしてそこ

に再就職するということに関しての国民の理解が

進んでいない状況であるならば、それを防衛庁と

して変えようとする努力も重要でござりますの

ころでもござります。

今後とも、こういった若年退職自衛官が退職後

の生活を憂えることなく安心して職務に精励がで

きますよう、このような施策を引き続き実施する

とともに、自衛隊の再就職支援のために雇用情報

のネットワーク化等就職援護施策の積極的な推進

や、地方公共団体等公的部門における退職自衛官

の採用の推進などの諸施策の実施に真剣に努めて

まいりたいと考へております。

今後とも、こういった若年退職自衛官が退職後

の生活を憂えることなく安心して職務に精励がで

きますよう、このような施策を引き続き実施する

とともに、自衛隊の再就職支援のために雇用情報

のネットワーク化等就職援護施策の積極的な推進

や、地方公共団体等公的部門における退職自衛官

の採用の推進などの諸施策の実施に真剣に努めて

まいりたいと考へております。

○西村(眞)委員 その自衛官が在任中、任務につ

いて習得した技術、知識、これらはもちろん軍事

に関するものでござります。武器という言葉は

アームズといいまして、人間の手の延長でござ

ります。この武器を自分の手の延長のように、自分の腕のように使いこなす経験を持つたのは、我が

つくつた製品が、そしてそれを使いこなせた人

が、そのものに間に与しなければ、いいものが生ま

れるはずがないわけでございます。したがつて、

自衛官の再就職の先の防衛産業というものが育成

する視点から見ても、また自衛官の携わった任務

から見ても、当然、防衛産業に就職が多くなるの

は自然の成り行きだと存じます。そしてまた、そ

して国防という任務を国家として全うできる道で

ある、かなり重要な要素であると存じます。その

意味で、再就職支援について具体的にどのように

推し進めていかれる所存か、御見解をお伺いした

いと存じます。

○西村(眞)委員 上でも私はまことに思つてお

るところでござります。

○西村(眞)委員 御指摘のよう、退職自衛官

が防衛に關する専門的な知識等を生かしまして

いる視点から、防衛産業に關する、そしてそこ

に再就職するということに関しての国民の理解が

進んでいない状況であるならば、それを防衛庁と

して変えようとする努力も重要でござりますの

ころでもござります。

今後とも、こういった若年退職自衛官が退職後

の生活を憂えることなく安心して職務に精励がで

きますよう、このような施策を引き続き実施する

とともに、自衛隊の再就職支援のために雇用情報

のネットワーク化等就職援護施策の積極的な推進

や、地方公共団体等公的部門における退職自衛官

の採用の推進などの諸施策の実施に真剣に努めて

まいりたいと考へております。

今後とも、こういった若年退職自衛官が退職後

の生活を憂えることなく安心して職務に精励がで

きますよう、このような施策を引き続き実施する

とともに、自衛隊の再就職支援のために雇用情報

のネットワーク化等就職援護施策の積極的な推進

や、地方公共団体等公的部門における退職自衛官

の採用の推進などの諸施策の実施に真剣に努めて

まいりたいと考へております。

○西村(眞)委員 その自衛官が在任中、任務につ

いて習得した技術、知識、これらはもちろん軍事

に関するものでござります。武器という言葉は

アームズといいまして、人間の手の延長でござ

ります。この武器を自分の手の延長のように、自分の腕のように使いこなす経験を持つたのは、我が

つくつた製品が、そしてそれを使いこなせた人

が、そのものに間に与しなければ、いいものが生ま

れるはずがないわけでございます。したがつて、

自衛官の再就職の先の防衛産業というものが育成

する視点から見ても、また自衛官の携わった任務

から見ても、当然、防衛産業に就職が多くなるの

は自然の成り行きだと存じます。そしてまた、そ

して国防という任務を国家として全うできる道で

ある、かなり重要な要素であると存じます。その

意味で、再就職支援について具体的にどのように

推し進めていかれる所存か、御見解をお伺いした

いと存じます。

○西村(眞)委員 上でも私はまことに思つてお

るところでござります。

○西村(眞)委員 御指摘のよう、退職自衛官

が防衛に關する専門的な知識等を生かしまして

いる視点から、防衛産業に關する、そしてそこ

○西村(眞)委員 質問も御通告をしておりませんので、時間がありますので、一点だけ申し上げます。御答弁は必要なく、その席でうなずかれるだけで結構でございます。

○西村(眞)委員 国民の理解を高めるための一層の努力を今後真剣に進めてまいりたいと考えております。

今、防衛庁長官がいわれなき批判ということをたたかれて、ついでに繰り返された。いわれなき批判なのか、本当に実はいわれがあるのかということはきちんと見ておかなければならぬことだ。それで、私はお話をうながしていかないと、とても国民の信頼構築というのをは、もう一度取り戻すことができないのである。いかがですか？

期制を採用しているなど、事務官等に比べまして、その任用形態に異なる面もござります。そういう点についても、自衛隊員の再就職の在り方に関する報告、これは部外有識者による御指摘でござりますが、そういう面にも指摘されているわけでございまして、この改正案では、そういった面についても配意した次第でございます。

○島委員 いわゆる防衛庁に許認可の行政権限がないから、あるいは若干年で定年されるから、だか

当たつて、その辺の経緯どうしてこうなつて、いったのか、そしてまた、どうしてそれの方が望ましいのかということを長官から御説明いただきたいと思います。

序長官もこの法を運用するという御答弁をなされました。

まず最初であります、今回いわゆる再就職問題であります。要するにかなり厳しくしたわけです。改めて防衛廳長官にお聞きしますが、以前まではいわゆる防衛廳の自衛隊員、つまりこれは白官軍の一部隊員のようですが、(一)公務員として

るという話であります。特に、今回問題になつた、直され
てきました。いわゆる一般職といいますか、契約等に關係があるところだということだと思います。

陽員のうち事務官等につきましては、一般職と殆ど同じ扱いを異にする、そういう必然的な理由もないであろうというふうに考えまして、基本的に一般職と同じような規制にいたしました。

政をなすはます何をなすべきかと子 答えて
いわく、まずその名を正すべきかと。名を正せば
秩序定まる」という言葉がございます。我が國
が、今の自衛隊員の誇りについてのこの質疑の中
で、私は、最も必要なものは、まず名を正すべき
かと思います。防衛庁長官が、旅行会社のエー
ジェンシーの長であつてはならない、国防大臣で
あらねばならない。そして、自衛官の最高位は、
統幕議長として認証官でなければならない。この
名を正すことによつて初めて国民の啓蒙、防衛庁
長官が今一番重要なと言われた国民の啓蒙と自衛
隊員の軍人としての誇り、これを日本で確定させ
ることができる。これは予算は要りません。名を
正すこと、このことが非常に重要であつて、これ
は防衛庁長官と問題意識を共有していると私は確
信して、うなづいていただいた上で、御答弁は要
求しませんから、どうかうなずいていただいて、

○野呂田国務大臣　このたびのこの法律改正は、一般の防衛調達に関する不祥事を契機としながらも、国家公務員をめぐる再就職制度の改革などの趨勢を踏まえて、これまで一般公務員に比べて些格さを欠くのではないかとの御指摘もいただいておりました自衛隊員の再就職手続について見直したものでございます。

その基本的な考え方は、公務の公正性を確保すると同時に、今まで私が言いました隊員に対する観点から、これまで、許認可権等の権限を基本的に有せず、企業との間には装備品の調達に伴う契約関係のみが存在する自衛隊員については、個々の隊員

それで、これは自衛隊員の再就職の在り方に關する検討会の中間報告を私は読ませていただいたわけですが、そのときには、「五 検討の基本的方向」というのがあって、「その際、若年定年制及び任期制の自衛官については、再就職の必要性等の特殊な事情に鑑みつつ、再就職規制の趣旨を踏まえ検討を行おう。」そして、「事務官等については、特別職の公務員である一方で、基本的に一般職公務員と類似している面も多いことを踏まえて、一般職公務員と規制の考え方を同様にすることを前提として、検討を行う。」とありました。これは要するに、ある意味で一般職とそれから自衛官といふのは区別すべきではないかという中間報告であつたと思います。

行政権限とか許認可権限を持っていない、契約関係だけである。また、若年定年制そして任期制、そういうような特殊な任用形態をとつております。まして、再就職を前提とするということになつております。

そういう意味で、自衛官等につきましても、どうするかということについていろいろ議論いたしましたが、結局、再就職についていろいろ御議論もございました。国会等でもございましたし、アスコミ等でもございました。そういういろいろな御批判等を払拭するには、きちんとした適正な手続を経て再就職をする、そういうことで、不適切な再就職については承認を与えない、そういうことになりますので、承認を与えることによつて、堂々と再就職をしていただくことの方が多いのではないか。少し望ましいのではないか。

よろしくお願ひします。
これで終わります。

○島委員 民主党の島豊でございます。私どもはきちんと答弁をお願いします、うなづくだけじゃなくて。

いわゆる防衛産業等に再就職する場合には、離職前の職務と企業との密接な関係の有無にかかわらず、一般公務員と同様の考え方で審査の対象にナ

自衛隊法等の一部を改正する法律案につきまして質問を申し上げます。特に、前回の証拠隠滅疑惑

ることが適切であると考えまして、これまでの制度を改めた次第でござります。

惑の最終報告の中でも、戦後の防衛行政の総決算

自衛官につきましては、若年定年制あるいは任

中間報告から最終報告、そしてまたこの法律に

殊な経験、知識を買われて、不正な影響力を行使するに

しないで再就職をするということにつきましては、その実態に合わせて柔軟に承認もしていこう、そういうふうなことで、自衛官の任用形態についての特殊性も配慮するよう最終的に行つたわけでございます。

○島委員 今、経済状況を見ますと、非常に雇用状況が大変なわけであります。現実的な問題としまして、特に男性失業率は5%を超えて、小渕総理が就任されて以来、七十二万人の失業がふえているという経済状況であります。竹下元首相の島根県が七十七万人の人口ですから、小渕総理はそれと同じだけ失業者をふやされた方であります。

そういう状況の中で、先ほど再就職と天下りは違うと申し上げたわけであります。何かもともといわゆる再就職は必要である、自衛官の士気を維持するためにこれは私は必要であると思う。それによつて、それと一緒にになつて自衛隊員と一ぐくくりになつていつたことが非常に問題であると思つて今回法改正がされたと思うわけでありますので、今柔軟にと言われましたが、その辺は本当に再就職に関してはきちんと対処していくいただきたいと思う次第でございます。

いわねき批判というものが本当にいわねなき批判かどうかについてのお尋ねであります。天下り公務法人への天下りは禁止されていない、天下りという言葉がいいかどうかわかりませんが、再就職は禁止されていないというふうに考えてよろしいですか。

○野呂田国務大臣 国家公務員についての再就職手続は、委員御承知のとおり、国家公務員の営利企業への再就職を審査にかかるさせる制度でございまして、当該企業への再就職を有利にするため便宜を与えるといった弊害を防止し公務の公正を確保する観点から、この公務員についての再就職手続が設けられています。今回の改正案についても、この営利企業に便

は、長官自身が御判断される、そういうことです。手続の対象外としたところであります。

なおまた、公益法人の健全かつ継続的な管理運営のため、その理事のうち所管する官庁の出身者が占める割合については、これは閣議決定されども指導監督基準においては、これは閣議決定されておりますが、理事総数の三分の一以下とするよう定められており、基準において定められた期限である本年九月末までに基準に適合するよう、私どもとしても指導しているところでございます。

○島委員 とかくそういうところは抜け道に使われるんじゃないかということをみんな国民の方も見てるんじゃないかということを考えてよろしく思うわけですよ。いわねなき批判ということがないように、きちんと運用していっていただきたいと思うわけであります。

今回、いわゆる長官の承認が必要となるとされます。その長官の承認というのは、一体どのようないい基準でどのようにやつていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○野呂田国務大臣 今回の改正案につきましては、自衛隊員が、離職後一年以内において、離職前五年間に在職していた防衛庁本部または防衛施設と密接な関係がある営利企業体の地位につく場合には、長官またはその委任を受けた者の承認を受けなければならない、こういうふうにしたところであります。長官は、隊員から再就職の承認を求められた場合には、部外有識者等から成る自衛隊離職者就職審査会というものが設けられておりますが、そこに付議をいたしまして、その議決に基づいて承認を行うか、あるいは行わないこととなる。長官の承認というのは今申し上げたようなことを意味するものでございます。

○島委員 技術的なことをお聞きしたいのです。が、それは法令に入っているのか、あるいは自衛隊法施行規則か何かでやるのか、どちらでやりますか。

○坂野政府委員 法令によって離職者就職審査会の議を経て長官が承認するしないというふうになつております。

いては、一般公務員と同様に、そこへの再就職を長官自身が御判断される、そういうことです。手続の対象外としたところであります。

なおまた、公益法人の健全かつ継続的な管理運営のため、その理事のうち所管する官庁の出身者が占める割合については、これは閣議決定されども指導監督基準においては、これは閣議決定されておりますが、理事総数の三分の一以下とするよう定められており、基準において定められた期限である本年九月末までに基準に適合するよう、私どもとしても指導しているところでございます。

○島委員 とかくそういうところは抜け道に使われるんじゃないかということをみんな国民の方も見てるんじゃないかということを考えてよろしく思いますので、また逆に、それだけの見識、いいわけですか。

○野呂田国務大臣 公平性を厳密に維持するため、部外有識者から成る自衛隊離職者就職審査会に付議をし、その議決に基づくわけであります。が、最終的な判断は防衛庁長官の判断によるものと考えております。

○島委員 防衛庁長官の御判断によるということは、自衛隊の最高指揮官は内閣総理大臣であります。が、直接責任を持つ防衛庁長官がそういうことを非常にいいことだと思いつますので、また逆に、それだけの見識、かつ胆力とを持って実行していくべきだと思います。

今、国会の方で、政府委員の廃止とか副大臣制度の導入ということが議論されています。私も、院の派遣をしていただきまして、五月の初旬にイギリスへ視察に行ってまいりました。向こうで国防部の副大臣にもお会いしたわけですが、ちょうどコソボの問題の真っ最中であります。私も、担当として長官としての方針性が相当出せるという仕組みであると考えてよろしいですか。

○野呂田国務大臣 この有識者懇談会では、私ども有識者との間に何回かの回を重ねて、個別に検討した結果でございますから、私の判断といふように確信しております。

○島委員 よくそういう言葉がこの中であるんですね。一生懸命議論している間でありますから、アメリカと日本との情勢判断も乖離するものではないとか、そういう話があるわけであります。

これは、今の御答弁で、乖離するものではないと確信はしておられるけれども、基本的に防衛庁長官の御方針、政治家としての御方針で決められました。長官の御方針、政治家としての御方針で命令を出し、与えられた任務を遂行する体制が今後きちんととくらしていくべきだという観点から、質問をさせていただくわけであります。ちょっとお尋ねしますが、長官はCOPに行かれることはございますか。

○野呂田国務大臣 何度もございます。

○島委員 この中央指揮所において、いろいろなことがあつた場合に長官自身がやられるわけではありませんが、例えば、そこでいろいろな指揮をやられるという段階でいろいろな質問をさせていただきます。

いろいろな形で何かの出動が行われたという場合に、長官を補佐する形で統合幕僚会議が開かれ、いろいろな議事がされてサポートされると承知しておりますが、この統合幕僚会議の議事の運

營は、防衛厅設置法二十七条の四において、長官が定めるとされています。

長官は、どのような議事運営がされるというふうに認識しておられますか。

○野呂田国務大臣 統合幕僚会議においては、二以上の自衛隊が行動する場合であつて、各自衛隊の有する能力、知見を有機的に結合し、効果的に運用するために統合運用が必要となる場合等に長官を補佐することとされています。

このような補佐につきましては、従来は防衛出動及び治安出動に限定されていましたが、多様化する自衛隊の任務に対応するため、ことしの三月、改正された自衛隊法の施行によりまして、出動時以外の場合であつても、統合運用が必要な行動等として長官が定める場合には、補佐の対象とされたところであります。

具体的には、出動時以外において統合運用が必要な場合を定める訓令により、陸上自衛隊、海上自衛隊または航空自衛隊のいずれか二以上のものが災害派遣や在外邦人等の輸送等を命じられる場合等であつて、調整を行う必要があると長官が認める場合、これが長官が定める場合であります。その補佐の対象とされたところでござります。

周辺事態安全確保法に基づく後方地域支援等への統合幕僚会議の関与のあり方につきましては、この同法の施行に合わせて必要な体制をとるべく、今鋭意検討を行つてあるところでござります。周辺事態に際し統合運用が必要な場合にも、迅速かつ効果的な議事運営がなされ、特に、軍事技術的な観点から統合幕僚会議が防衛厅長官を適切に補佐してくれることを期待しているわけであります。

○島委員 軍事技術的な観点から十分に補佐をしてくださると期待をしておられるというふうに言われましたが、それは期待じやなくて、CCCPに行かれて、大丈夫だと思われましたか。

○野呂田国務大臣 完璧というわけにはいきませんが、これから努力をして、完璧なものに近づけ

る必要があると思つております。

○島委員 完璧じゃないというのは非常に重要な話でありまして、ぜひきちんともらいたいと思います。例えば、非常にコンピューター化され思ひます。御存じのように情報化されております。例えばコンピューターに対するいろいろな形で侵入したりすることもできる時代でございますので、そういうことに關してもきちんと対応していくついただければなど、きょうは質問通告していませんので、それはぜひ議論をいただきたいと思いま

す。

次ですが、統合幕僚会議議事運営規則四条では、会議の議事は、議長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長の全員の合意によるとあります。しかし、これは、合意ができなかつた場合にははどういうようにされるわけですか。

○野呂田国務大臣 御指摘の幕僚会議の議事運営につきましては、統合幕僚会議議事運営規則によつて定められておりまして、会議の議事は、陸

海空の三幕僚長及び統合幕僚会議議長全員の合意を原則としておることは、御指摘のとおりでござります。

他方、同じ規則においては、意見が相違した場合は、統合幕僚会議議長が「意見の相違点及びその理由を明らかにして、当該案件の会議の結果を長官に報告しなければならない。」こういうふうに規定した上で、さらに、議長は「自己の意見に基づき長官に助言することができる。」とされているところであります。

したがいまして、仮に意見が異なつたまま報告

があつた場合には、自衛官の最上位たる統合幕僚会議議長の助言を踏まえまして、各種の軍事的、政治的事項を総合的に勘案した上で、最終的には防衛厅長官が防衛厅としての最終判断を行うこととなるわけでござります。

○島委員 いわゆるシビリアンコントロールといふのは、言うまでもなく、軍政の部分というの

のは専門家の意見を尊重する話だと思うんです。今はお話を聞いて、確かに、議長は助言をして、最終的には長官が御判断されるという話であります。ただ、これだけいろいろな意味で高度技術化した戦争の形態の中において、統合幕僚会議がある意味で調整せず、意見が異なる場合は両論併記的に出して、ただ議長はこれはこの方がいいよというような助言だけして、長官が判断される。

これは要するに長官が定めるわけであります。ただ、それはぜひ議論をいただきたいと思いまして、お聞かせしますが、これで不備はないと長官はお考へですか。

○野呂田国務大臣 防衛厅におきましては、今委員も触れられましたが、シビリアンコントロールの觀点も踏まえまして、政策的な觀点からは内部部局等が、軍事的、専門的な觀点からは統合幕僚会議や陸海空各幕僚監部が、それぞれの立場で長官を補佐するという役割を分担してとつていてとあります。したがいまして、軍事技術に關する事項についても同様に、政策的な觀点からは内部部局が、軍事専門的な觀点からは統合幕僚会議、各幕僚監部が、それぞれの立場で長官を補佐することとなるわけであります。このように、防衛厅における長官の補佐体制については、軍事技術に関する事項を含め、遗漏なきよう整備されているものと考へます。

したがいまして、別に法律で定める法律第三十条でござります。

○野呂田国務大臣 七月一日施行「出動の場合の特別措置」第三十条 出動を命ぜられた職員に対する出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置については、別に法律で定める。防衛白書にも

「法律は、未だ制定されていない。」となつてゐる

わけであります。これは事実でありますか。

○野呂田国務大臣 してまた、どうして制定されないのですか。

○野呂田国務大臣 「法律は、未だ制定されていない。」となつてゐるわけであります。

○野呂田国務大臣 しては、防衛厅の職員の給与等に関する法律第三十条において、別に法律で定めることとされておるわけであります。

ところが、この法律が未制定であることは御指摘のとおりであります。なぜならば、防衛厅等における有事法制の研究の一環としてこれは研究を進められてきてるところであります。有事法制の問題につきましては、現在の研究が問題点の整

理を目的としているものであつて立法の準備ではないという前提が二十二年前に決まっておりまし

て、そういう事情を勘案しながら、引き続き必要

事態に遺漏なきよう対応していきたい、こういうふうに考へているところでござります。

○島委員 私は、特に、陸海空自衛隊統合運用がなされて、總理大臣、防衛厅長官によるコントロールが強化され、そしてまた統合幕僚会議が効率的に運用をされて結果を果たすように、これはたゞコンピューターに対するいろいろな形で侵入したりすることもできる時代でございますので、そういうことに関してもきちんと対応していくついただければなど、きょうは質問通告していませんので、それはぜひ議論をいただきたいと思いまして、お聞かせしますが、これで不備はないと長官はお考へですか。

○野呂田国務大臣 防衛厅におきましては、今委員も触れられましたが、シビリアンコントロールの觀点も踏まえまして、政策的な觀点からは内部部局等が、軍事的、専門的な觀点からは統合幕僚会議や陸海空各幕僚監部が、それぞれの立場で長官を補佐するという役割を分担してとつていてとあります。したがいまして、軍事技術に關する事項についても同様に、政策的な觀点からは内部部局が、軍事専門的な觀点からは統合幕僚会議、各幕僚監部が、それぞれの立場で長官を補佐することとなるわけであります。このように、防衛厅における長官の補佐体制については、軍事技術に関する事項を含め、遗漏なきよう整備されているものと考へます。

したがいまして、別に法律で定める法律第三十条でござります。

○野呂田国務大臣 七月一日施行「出動の場合の特別措置」第三十条 出動を命ぜられた職員に対する出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置については、別に法律で定める。防衛白書にも

「法律は、未だ制定されていない。」となつてゐるわけであります。これは事実でありますか。

○野呂田国務大臣 してまた、どうして制定されないのですか。

○野呂田国務大臣 「法律は、未だ制定されていない。」となつてゐるわけであります。

○野呂田国務大臣 しては、防衛厅の職員の給与等に関する法律第三十条において、別に法律で定めることとされておるわけであります。

ところが、この法律が未制定であることは御指摘のとおりであります。なぜならば、防衛厅等における有事法制の研究の一環としてこれは研究を進められてきてるところであります。有事法制の問題につきましては、現在の研究が問題点の整

理を目的としているものであつて立法の準備ではないという前提が二十二年前に決まっておりまして、そういう事情を勘案しながら、引き続き必要

な検討を続いているところでございます。

防衛庁としては、給与問題を含むこの法律を初め、有事法制というものが、研究だけではなくて、もう二十二年もやっているわけですから、法制化されることが望ましいということを從来から申し上げているところであります。

私どもとしては、今この法律に盛り込むべき内容としては、支給すべき手当の種類とか、支給基準とか、支給対象者とか、災害補償の種類とか、いろいろあります。具体的には、出動の規模や態様等がいろいろ考えられ、これらの場合における勤務の内容や公務災害の態様についてもいろいろな場合が考えられるため、さらに引き続きこの検討を行つておるところでございます。

○島委員 私、昭和三十三年生まれでございますので、その前からの法律でございますので、よろしくお願いをいたします。

同じように、賞じゅつ金の制度についてお尋ねをします。

自衛官が公務中にある意味で非常に不幸な事態に陥った場合、賞じゅつ金の制度があるとは認識しております。賞じゅつ金に関する訓令というのがありまして、その中の第二条第五項に、いろいろな例が出ていまして、前各項に定める場合のほかは特に防衛府長官が定める場合において賞じゅつ金を授与することができる決めてあります。

「防衛府長官が定める場合において」でありますから防衛府長官にお聞きするわけであります。が、例えば、周辺事態等の出動の場合にそういうことになつた場合には、防衛府長官としてはどのようにお考えになりますか。

○野呂田国務大臣 自衛隊員が周辺事態等に対応して我が国が実施する措置に係る業務に安んじて従事し、あるいは名譽と誇りを得ることができるようすることは、私は肝要なことだと考えております。あつてはならないことではございますけれども、隊員がこのようないい業務を実施する上で不幸にして殉職等をした場合には、賞じゅつ金制度の対象となることが適当であると私は考えており

ます。

このようなことから、現在、賞じゅつ金に関する規定の整備を含めまして、支給の仕組み等について検討を進めているところでございます。

○島委員 いわゆる軍事問題、いわゆる防衛問題における最高責任者である防衛府長官の権限というのは、こう見ましても相当あるわけでありますから、きちんと把握していただいて、国民に信頼されるいわゆる防衛体制をつくつていっていただきたいたいと思う次第であります。

次に移りますが、先日、朝日新聞に、核搭載船寄港に関する大平氏の口頭了解があつたという報道がありました。

参議院でも質問がありまして、多分質問をしても同じ、私ども何度も事前協議について聞いていましたと、答弁を徐々に覚えてきております。今回の場合もまた多分、米側の内部文書であると承知いたしておりますが、この一定の要件というのは差し控えるという答えが返つてくると思ひます。

文も取り寄せました。まず、アメリカの現在の情報公開制度、このようないくといふことについてお尋ねしたいと思います。

○竹内政府委員 米国の情報公開制度でございますが、いわゆるアメリカの公文書というのは、このようないくといふことではございませんで、先ほど申しあげました大統領命令第一二九五八号では、公開の例外というのが定められております。

大まかに言いますれば、国防に関する重要な情報とか情報源の秘匿に関するもの等がござりますけれども、一般的に申しますと、いわゆる情報

情報源の身元、諜報の情報源の身元、諜報手段の適用に関する情報。さらに、一番目には、大量破壊兵器開発とか使用を助長するような情報。二番目には、暗号システム、活動に関する情報。四番目には、兵器システムを損なうような技術情報。

五番目には、現在でも有効な軍事作戦計画を明らかにするような情報。六番目に、外交政府との関係及び現在進行中の外交活動を明白に損なうような情報。さらには、テロの関係でござりますけれども、要人の警護業務に明白に支障を來すような情報。八番目に、現在の国家安全保障、緊急軍備計画を明白に損なうような情報。九番目に、公開されます。

○野呂田国務大臣 の基本権限法に基づきまして、米国外交文書として刊行、閲覧されているところでございます。

国家安全保障に関する情報の公開につきまし

ては、今申しました大統領命令に基づきまして、現在のところは原則として三十年を経過した記録

につきまして、また、大統領命令が改正になつておりますと、二〇〇〇年一月以降は二十五年ルールといふことに移行するそうでございますが、いずれにしましても、現在はその二十年ルールに基づまして、国立公文書館に移管した上で公開しております。

また、個別の開示請求というのがございました場合に、審査を行いまして、秘密指定を解除する

ということもあるというものが現状でございます。

○島委員 基本的に、防衛省のすべての記録は原則として三十年経過した時点では自動的に秘密指定解除がされる。

ただ、一定の要件を満たす記録については秘密指定を継続することができるということなのだと思いますと、答弁を徐々に覚えてきております。今回

の場合はまだ多分、米側の内部文書であると承知いたしておりますが、この一定の要件というの是一体どういう要件なのでしょうか。

○竹内政府委員 まさに今島先生御指摘のようないくといふことではございませんけれども、すべての記録が公開されるということではなく存じておりますが、いわゆるアメリカの公文書というのは、このようないくといふことではございませんで、先ほど申しあげました大統領命令第一二九五八号では、

この原則で公開していかなければなりませんが、この原則に従つて判断がされるということになります。

○島委員 いわゆる事前協議は、事前協議の申し入れがない限り核は持ち込まれていない、事前協議があれば非核三原則に照らして拒否するといふ方針であるということはよく存じておりますが、アメリカがこのように情報公開、今のところは大統領令で公開していないわけあります。ひょっとしたらそういうものがあつたのではないかといふことがあります。

○竹内政府委員 これが何らかの、政府が今まで

とつてきただけでなく、ある時点で、本当にそのときの真実がどうだったのかといふことがわかるときが来るかもしれないし、また、逆にそれを、仮に申し上げます、それが何らかの、政府が今まで

が秘密として持つていたことを公開するかしないかといふことができるようになつた場合、ある意味でバーゲニングパワーというのが相手国にあるのではないかといふうに、また、それを強化するのではないかといふうに、また、それを強化するのではないかと私は思つてあります。

事前協議の問題というのは恐らく、あるいは非核三原則に関する問題というのは、外務委員会で私の同僚議員である玄葉議員も主張はしたかもしれませんけれども、そもそもきちんと考えていかれませんけれども、そもそもきちんと考えていかないと、いろいろな意味で、外交上、日本の国益ということに本当にいいのかどうかということを考える時期が来ると私は思つておりますので、今後またこの問題につきましてはいろいろと考えたいと思います。

あと五分しかございませんのでちょっとお尋ねをしますが、韓国・北朝鮮の問題についてお尋ねをいたします。

先日、ペリー米政策調整官が北朝鮮を訪れました。

金総書記と会う予定であったのが、結果として会えなかつた。これは何らかのメッセージが含まれていると思うわけあります。この現在の北朝鮮の状況をどう考えて、どういうメッセージを北朝鮮が発しようとしているのかということについて分析しているかをお尋ねしたいと思います。

○阿南政府委員 ペリー政策調整官は、北朝鮮から帰つてまいりまして、ソウルで記者会見をしましたが、そのときに、自分たちは北朝鮮側に、金正日総書記との会談が有益である旨、示唆はしていませんでした。しかし、会談が実現するとは当初から思つていなかつたというふうなことを述べておられますので、もともと予定されていたものがキャンセルされたという事実関係ではないと考えております。

今先生の御質問が、なぜ金正日総書記が今回出てこなかつたか、その辺をどう分析しているかといたしまして、ソウルで記者会見をしましたが、出ない方がいいという判断があつたということがあります。

常識的に考えますと、恐らく北朝鮮側から見れば、ペリー調整官がどういう提案、どういう話を持つてくるかということが余り明確にわからない段階でトップが出て、何らかのコミットをするとまた逆の反応をするというようなことをする段階ではないという判断であったのかな、常識的な分析ではございますが、そのように考えております。

○島委員 極めて常識的な分析をしていただきまして、ありがとうございました。

いわゆるガイドライン法案が成立して、日本も中国に説明するために、外務省の方、防衛庁の方が中国に行かれたと聞いております。私どもの代表であります菅直人代表も五月中に中国に参りました。そして、聞くところによりますと、七月には

小渕首相も行かれる予定や聞いております。定後の状況についてどう考えて、どのように感じたかについて説明をお願いいたします。

○竹内政府委員 新たな防衛協力のための指針と

その関連法案につきましては、従来から、中国を含めまして、関心を有する諸国に対しましていろいろなレベルで説明をしてまいりました。透明性を確保するというのが、ガイドラインの中間報告を発表したときから政府の一貫した姿勢でございまして、中間報告の段階それからガイドラインを完了しました際、さらには法律案を作成しましたときも、中国を初めとする諸国に対しては、透明性ということに努めてきたところでございます。

その後、具体的に申しますと、周辺事態安全確保法が成立、承認されました五月二十四日に、中国に対しまして、小渕総理御自身より、そのとき来日しております吳官正中国共産党中央政治局委員一行に対しまして説明をいたしました。そして、日本は専守防衛に徹し、他國に脅威を与えるような軍事大国には決してならない、日中共同声明において表明された我が国の立場には一切変更はない旨を發言されたところでございます。さらには、先ほどまさしく先生から御指摘をいただきましたが、五月二十八日には外務省及び防衛庁の担当者を中国と韓国に派遣をいたしまして、中国におきましては、外交部及び国防部の関係者に対しまして詳細な説明を実務レベルで行いました。内容を今ここで繰り返すことはちょっと差し控えさせていただきますが、從来から申し述べておりますとおりの、指針、関連法が、例えば特定の脅威を前提としたり、特定の国に向けられたものではないといったようなことであるとか、安保条約の目的の枠内であるといったようなことを詳細に説明したところでございます。

○二見委員長 次に、富沢篤経君。

○富沢委員 公明党・改革クラブの富沢篤経でございます。通告どおり質問を申し上げます。

まず、周辺事態と日中関係についてお伺いをいたしますが、私はかねてから、台湾は中国の内政問題である、周辺事態から明確に外さなければいけない、こう主張をしてまいりました。しかし、政府はこの点をあいまいにしたままで法律が成立了。この点について中国の反発が大変大きい。すぐ隣の国でありますので、ほうっておくのは無責任きわまりない。今後

の立場に変更はないということを繰り返し説明をいたしましたが、從来から申し述べておりますとおりの、指針、関連法が、例えば特定の脅威を前提としたり、特定の国に向けられたものではないといったようなことであるとか、安保条約の目的の枠内であるといったようなことを詳細に説明したところでございます。

このときに先方からは、我が方から特別に説明

表明されております。日中友好の大局的観点から、対話を通じて意見の相違を縮めていく努力が必要であるというようなコメントがございました。

我が国いたしましては、先ほど島先生から總理の訪中の関係での御指摘がございましたけれども、現時点におきまして、総理が訪中するといふことになった場合には、その対応について決定

をうした機会も含めまして、今後とも必要に応じて我が方の考え方を中國側に説明し、また重ねて透明性を確保するということに意を用いていきたいと考えているところでございます。

○島委員 中国がある意味で台湾等の問題について相当の自制をすることを宣言し、かつ北朝鮮の問題についていろいろな役割を果たすことをしてください。恐らく日本を取り巻く安全保障環境

くだされば、恐らく日本側に説明し、また重ねて透

りますが、中国に人を派遣いたしました。そし

て、先方の外交部と国防部の関係者に対する詳

細な説明をいたしました。

○二見委員長 次に、

○富沢委員 公明党・改革クラブの富沢篤経でござります。通告どおり質問を申し上げます。

まず、周辺事態と日中関係についてお伺いをいたしますが、私はかねてから、台湾は中国の内政問題である、周辺事態から明確に外さなければいけない、こう主張をしてまいりました。しかし、政府はこの点をあいまいにしたままで法律が成立了。この点について中国の反発が大変大きい。すぐ隣の国でありますので、ほうっておくのは無責任きわまりない。今後

の立場に変更はないということを繰り返し説明をいたしましたが、從来から申し述べておりますとおりの、指針、関連法が、例えば特定の脅威を前提としたり、特定の国に向けられたものではないといったようなことであるとか、安保条約の目的の枠内であるといったようなことを詳細に説明したところでございます。

さらに、これからもいろいろな機会、ハイレベルの接觸の機会も含めまして、重ねて中国との対話、相互理解のために努めていく、この指針と関連法案につきましての日本側の真意と、中国、台湾問題に関する日本側の立場ということについ

○富沢委員 中国政府は基本的に日本政府に不信を持つております。

私たちちは、先月、日中友好議員連盟、林義郎代議士を团长に各党代表者一名ずつ、八名で訪中をいたしました。先月十六日から二十三日まで、李鵬全人代常務委员、唐家璇外務大臣、徐敦信全人代外事委员会副主任、いろいろ大勢の方にお目にかかりました。ですが、殊に徐敦信さんは、一週間、北京、昆明、上海、全行程を御案内をいたぐる厚遇にあずかりまして、みんな感激をしたところなのです、中国がなぜ周辺事態に反発をするのか、その理由を明確に教えてくれました。

の駐日大使を務めておられまして、日本語も極めで堪能な方でござります。徐敦信さんの話によりますと、橋本・クリントン会談、ちょうど二年前、この会談で日米新ガイドラインが合意をされて、ここで周辺事態という新しい概念が発明をされました。米軍の後方地域支援を日本の自衛隊が担当をする、受け持つ、こういうことです。が、周辺事態、新しい言葉でありまして、一体どの範囲でになるのか、台湾問題を抱えた中国としては最大の関心事になつたわけでございまして、当時駐日大使として、徐敦信さんは、内閣官房長官の梶山静六代議士と公式、非公式を通じて周辺事態の定義、範囲を直接お伺いをしたということでござります。

徐敦信さんの言われることには、私への返事では周辺事態は極東であり台湾を含むというのが非公式の席上の梶山官房長官の明快な見解であつた。徐さんは駐日大使でありますから、当然そのとおり本国に伝えましたと。したがつて、周辺事態は極東であり台湾を含む、これが中国政府の基本認識になつてゐる。こういう説明でございました。

今、政府は周辺事態をあいまいにしたままで法

案の成立を図つたところであります。中国の対日不信、反発は根拠のないものではないのであります。徐敦信発言を政府はどうお受けとめになりますか。

○野呂田国務大臣 ある事態が周辺事態に該当するかどうかは、あくまでも事態に応じ、その規模、態様等を総合的に勘査して判断するものであり、特定の地域における事態を仮定して、それが周辺事態に該当するか否かをあらかじめ判断することはできないことがあります。このことは政府が從来から御説明申し上げているとおりであります。そして、梶山元官房長官が発言されたということも、私どもは、ただいま申し上げたような趣旨から、具体的に御答弁することは差し控えたいと思います。

なお、台湾に関する我が国の基本的な立場は、先ほど外務省から説明がありましたが、日中共同声明において表明されているとおりであります。すなわち、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認した上で、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重するものであり、我が国としては、中国政府は、台湾をめぐる問題は中国人同士の問題として平和的解決を目指していると承知しております。このような基本的な立場を堅持した上で、我が国としては、台湾をめぐる問題が中国当事者間の話し合いにより平和裏に解決されることを強く希望しております。次第であります。そういう願いが強いものですから、ただいまも話題になりましたが、防衛庁、外務省からそれぞれ担当者を派遣して、早速中国に対し理解を求める説明をしたところでござります。

○富沢委員 今、防衛庁長官の御説明、そのあいまいさが反発、不信の原因になつてゐるのでありまして、李鵬さんの発言では、まさに周辺事態、もうみんなが来て、説明は要らない、日本政府は行動で示せ、こういう御発言もあつたところでござります。

七年七八年、共同声明、平和友好条約、これに表明された立場に何ら変更はない、こういう御答弁であります。共同声明、平和友好条約の立場に何ら変更がないということは、台湾が外れるという意味ではないんです。ここには明確に、今御答弁にあつたように、台湾は中国の不可分の一部、これをお互いに尊重する、こういう表現になつております。この立場に何ら変更がないということは、台湾が入らない、こういうことになります。

○竹内政府委員 これはもう先生御案内のとおりでございますが、日中共同声明の立場を堅持する旨申します場合、台湾につきましては、先ほど點衛長官から御説明がございました「中華人民共和国政府は、台灣が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」というのが日中共同声明の第三項でございます。まさにこの共同声明については日中平和友好条約でも再確認をされておりますところでございまして、日本としてこれを堅持しているというところでございます。

他方、先ほど來御議論の周辺事態と申します概念は、あくまでも我が国の平和と安全ということに着目をいたしまして、どこで起こつた事態でござれば周辺事態であるということではなく、その事態が日本の平和と安全に重要な影響を及ぼすかがどうかということにあくまで着目して判断をいたすことでございますので、あらかじめ特定の地域についてこれを云々することはできないといふのは、これは重ねて政府から説明を申し上げてきていたところでございまして、この説明について、立場について変更するところはないわけでございます。

この点を指摘しながら、質問を進めます。ガイドライン法成立に伴い、自治体や民間に協力を求めることができるようになりました。この点について、神奈川県の岡崎洋県知事から注文が届いておりまして、国が自治体や民間に求める協力内容が明確でない、国と自治体で話をする場が必要ではないか、こういう注文が届いてまいりました。協力といつても、意味合いがどういう性格によつたら県民生活を優先しなければならない項目も出てこよう、したがつて、自治体と国が協議する場、機関を設ける必要がある、こういう御発言内容でございますが、この点について、防衛庁長官、お考えをお示しください。

○野呂田国務大臣 この九条関係はこの立法の過程からずっと内閣の方で所管しておりまして、公共団体の責任者とそういう協議の場をつくる必要があるかどうかということは内閣の判断が優先すると思いますが、委員からそういう質問が出たところについては、私からも責任者の方に申し上げておきたいといたします。

いずれにしましても、内容がはつきりしないと、いう御指摘がありますので、これをもう少し具体的にマニユアル化することを内閣の方でも考えて、いるところでありますから、この施行までに何とかそういうものを具体化しなければいけないのじやないかと私も考えております。

○富沢委員 本来、法案が成立する前にこういう協議機関はあつてかかるべきものと私は認識をするものであります。もうでき上がつておりますので、自治体の首長は大変心配をしている項目で、もござりますので、どうぞひとつ早急に対応していただくよう要望を申し上げておきます。

質問を進めます。米軍の軍事基地の進入表面下騒音補償制度新設についてお伺いをいたします。

前額賀長官の時代、NLP訓練の行われるアメリカ軍の軍事飛行場の受忍限度を超えた騒音に対

して新しい制度、騒音被害補償制度をつくる必要がある、こういう質問を申し上げましたところ、どういう方法でそれができるか検討してみたい、こういう御答弁でありましたが、その後防衛省内でどんな検討がされているのか、まずお伺いします。

○大森(敬)政府委員 お答え申し上げます。

厚木の基地をめぐります騒音問題につきましては重大な関心を持つております。先般の御議論も踏まえまして、野呂田大臣からも検討を指示されていいるところでございます。

防衛施設庁が行つております飛行場周辺の基地対策につきましては、周辺環境整備法に基づきます。

して、航空機の離着陸等によります騒音対策といつしまして地方自治団体が学校・病院等への防音工事など必要な措置を講じる場合の、地方公共団体等に対しましての補助金や周辺整備調整交付金を交付しているところでございます。

こうした基地対策のための補助金や交付金は、障害を防止するということの用途に当ることでございまして、用途を限定することが必要不可欠な要件となつております。前回も御説明申し上げましたところでございますけれども、用途を限定しない交付金という制度を設けることは困難であるというふうな認識を持つているところでございます。

しかしながら、厚木飛行場の周辺対策が重要であるということは防衛施設庁としても十分認識しているところでございます。騒音問題につきましては、まだその地元の方々の御要望を十分拝聴させていただきながら、さらに検討していく必要があるというふうなことで、現在まだ検討中というふうなところでございます。

○富沢委員 NLP騒音に対して基本的な認識に

欠ける感じがしておるのでですが、まず第一に、米軍NLPの行われる特殊な限定的な施設であることを。これは厚木基地、横田基地、岩国基地、三カ所ぐらいでしか行われおりません、米軍のNLP訓練というのは。したがって、特殊な限定的な

施設であること、これが一つ。

二つ目は、NLP訓練で発生する騒音が受忍度を超えているということ。

三つ目は、住民の騒音被害訴訟で、国が負けて二十七億三千万円の補償を裁判所から命じられて

いる。原告三千四百人、二十七億三千四百万円の被害補償を命じられている。

四つ目は、日米安保体制に理解のある住民はこの裁判に参加していない。受忍限度を超えた騒音も、国防のため、日本のためだといって我慢をしていいる方がいらっしゃる。防衛当局はこれをほつたらかしにしているのが今日までの姿でございます。

そこで、防衛関係費の中で、結構いろいろな補償が出ているのですよ。今回、地方分権推進一括法案の中にも、防衛府関係の中でも、漁業操業制限法あるいは特別損失補償法、この二法が上がつておりますが、それぞれ防衛のために必要な措置や補償が決められている。法の趣旨と補償金額をここでひとつお示しになつてください。

○大森(敬)政府委員 御指摘の漁業制限補償法に基づきます漁業補償でございますけれども、これ

は、漁業制限補償法第一条によりまして設定されました制限水域におきまして、従来から適法に漁業を営んでいた者に対しまして、漁船の操業の制限または禁止によりまして漁業経営上具体的に損失をこうむった場合に、通常生ずべき損失を補償している制度でございます。支払い実績でございますけれども、平成十年度におきましては、二十二

三水城がございまして、十二億五千八百万という

支払い実績になつております。

それから、もう一つお尋ねの特別損失補償法について、私どもも、防衛施設庁といたしましても深刻に受けとめているところでございます。

○大森(敬)政府委員 厚木飛行場の航空機騒音訴訟の結論は委員おっしゃるとおりでございまして、私どもも、防衛施設庁といたしましても深刻に受けとめているところでございます。

しかし、現在の補償制度、先ほどの漁業補償、特損法も、事業を営んでいた者の、またその経済的な損害というふうなものに対してでござりますので、現制度で基地周辺の方が、裁判も指摘してあるところでございますけれども、住民の方の焦

十年度は、九施設ございまして、七千二百万の支払い実績というふうになつております。

○富沢委員 漁業操業制限法、平成十年度の支払い実績の数字を、水域の数、支払い金額、もう一度御答弁願います。

○大森(敬)政府委員 漁業操業制限法に基づきます支払い実績で、十年度の水域数でございますけれども、二十三水域でございまして、金額は十二億五千八百万円でございます。

○富沢委員 防衛施設の安定運用あるいは訓練海域の運用のために大変な金が出ている。漁民には、二十三水域、十一億五千万円、そして農家には、九施設、七千二百万円の補償金が出ているんです。これは国防のため、国防施設の安定運用のために出ている。大変結構な施策であります。

また、これは先般の話なんですが、厚木基地の隣接地に産廃業者が営業をしておつて、ここから出される排煙が米軍住宅にかかる。煙突の改善費用に闇議決定してまで金を出す。これも大変結構なんですよ。基地の安定運用に。

煙の被害に金を出す、漁業補償も出す、さらに農家にも耕作補償を出す。なぜ騒音被害に金が出ないのか、私は不思議でならない。しかも補償されないのは、基地の存在に理解を示して、日米防衛体制を肯定している、裁判もしないでじつと耐えている、この人たちに当然なすべき救済措置を、こうして訴えられても手をつけようとしている。これはどういうことですか、御答弁を願います。

○富沢委員 最後に、防衛府長官にお伺いをいたします。

防衛府の御努力で、確かにNLP、硫黄島に新しいもう一本の滑走路をつくつていただいて、全体の練習量の九割方が移つていていることも事実です。このために騒音が大幅に軽減されている、これもまた事実でございます。しかし、全部が移らないといふことも事実なのです。地元からは、航空母艦が横須賀に入る前に全部硫黄島におろして、訓練は硫黄島で全部やつてもらいたい、こういう直結方式という提案をしている。

しかし、米軍からは、直結方式それ自体が無理なのだ、どうしても厚木基地に艦載機をおろす必要がある。NLPは残るのですよ。しかも、直結方式を防衛庁は採用しようとしている。私の選挙区にNLP訓練は残るのです。残つても、さらにその施設は三カ所、横田と岩国、ふえても三沢だ。極めて限定的な施設。新しい法律をつくつて救済措置ができるはずですが、これは政治の決断にNLP訓練は残るのです。残つても、さらに

の補償制度ではないということで、私どもも、精神的な被害の問題にどういうふうに対応していくらいいかということで非常に苦慮しているところでございます。

先ほども申し上げましたように、現在の周辺対策は、具体的な相当因果関係があり、また用途を明定するというふうなことが条件になつております。この面で私ども、さらに住民の方々の精神的な不安を軽減するのに、現制度でもさらに何か工夫の余地があるのかどうかというふうなことを中

心に現在検討しているわけでございますけれども、まだ結論といいますか、その具体的な成案を得ないところでまことに申しねけない状況でござりますけれども、地元の方々の御要望はさらに聞かせていただきつつ、何か工夫ができないのか、さらに勉強を続けていきたいというふうに思つてゐるところでございます。

○富沢委員 最後に、防衛府長官にお伺いをいたします。

防衛府の御努力で、確かにNLP、硫黄島に新しいもう一本の滑走路をつくつていただいて、全体の練習量の九割方が移つていていることも事実です。このために騒音が大幅に軽減されている、これもまた事実でございます。しかし、全部が移らないといふことも事実なのです。地元からは、航空母艦が横須賀に入る前に全部硫黄島におろして、訓練は硫黄島で全部やつてもらいたい、こういう直結方式という提案をしている。

しかし、米軍からは、直結方式それ自体が無理なのだ、どうしても厚木基地に艦載機をおろす必要がある。NLPは残るのですよ。しかも、直結方式を防衛庁は採用しようとしている。私の選挙区にNLP訓練は残るのです。残つても、さらに

の補償制度ではないということで、私どもも、精神的な被害の問題にどういうふうに対応していくらいいかということで非常に苦慮しているところでございますけれども、住民の方の焦

○野呂田国務大臣 厚木飛行場につきましては、先ほど来施設庁長官が答弁しているとおり、住宅防音工事等の促進をかなり必要かつ十分に行なったところであります。また、今委員から御指摘のとおり、厚木飛行場におけるN.L.P.の訓練の約九割が硫黄島で行われて、かなりの騒音軽減がなされたものと私どもは承知しております。

地元からの御提案のあります直結方式につきましては、米側にも何度も照会し、交渉したところであります。が、米側としては、多数の艦載機を空母の入港期間中、硫黄島に置くということになれば、多くのパイロットや地上要員を同島に配置することが必要となり、また、この硫黄島は厚木飛行場から千二百キロメータの遠距離にあるため、空母航空団の作戦上及び訓練上の即応態勢を著しく低下させる。また、パイロット等と家族の別居期間をさらに長期化させ、士気にも影響を与えるなどの理由により、なかなか納得しないというのが実態であります。

我々としても、いわゆる直結方式に対する米側の判断は、米軍の運用上の諸問題を総合的に勘案した結果のものと判断するので、これ以上米側に要請することは困難なものと考えておりますけれども、今後ともあきらめないで交渉努力をしてみたい、こういうふうに考えております。

最後に、委員が先ほどから申されております騒音補償制度をつくるべきではないかというお考えであります。が、私どもこれまで関係省庁と何度も交渉したわけであります。が、基地対策のための補助金や交付金は、障害を防止する等の用途に充てるものであつて、用途を限定することが必要不可欠の要件だ。したがつて、騒音補償制度という國の金を使途を限定しない交付金のような制度を設けることは困難であるということで、今私どもが壁に突き当たつてゐるわけであります。

いずれにしましても、厚木飛行場の周辺対策は重要であるということは私どもも十分認識しておりまして、この飛行場の騒音問題について、地元の要望に見合う何らかの措置が必要ではないかと

○**宮沢委員** 時間ですので、終了いたします。ありがとうございました。

○**二見委員長** 次に、東中光雄君。

○**東中委員** 今回の自衛隊法の改正、自衛隊員の再就職承認手続の改正は、先般の防衛調達に関する不祥事件を契機として見直し、検討をした、そしてその結果行うものだ、こういうふうにされていますが、防衛庁専任事件において、再就職をめぐりどのような問題があつたのか、このことをまずお伺いしたいと思います。

○**及川政府委員** 先生御指摘のとおり、専任事件に関連をいたしまして逮捕されました元調達実施本部の本部長並びに副本部長が、水増し請求を行った案件に対しまして、その返還を求めるに当たり、適正ではない計算を行う一方、他方で当該O.Bの方の就職について依頼をした、こういう経緯があつたというのが明らかにされているところですございまして、そういう点も踏まえて今回の再就職問題についての御議論をしてきた、こういうことだと存じます。

○**東中委員** えらいとも簡単におっしゃいましたが、それでは私たち、再就職についてどういう動きがやられてきたのかということについて、冒頭陳述、随分長いものが出でておりますが、これで調べてみました。そうしたら、こういうことが書かれております。

被告人諸富は、かねて防衛庁長官官房長から防衛庁事務官、いわゆるキャリア事務官の退職者の再就職先の確保を依頼されている。それで、退職者の再就職用の役員枠を受注企業に設けさせようとしましたという記述があります。これは冒頭の六同をしたという記述があります。これは冒頭の六十三ページから六十四ページ。

そして、被告人諸富は、平成六年四月五日まで

る、被告人上野に対し、官房長から頼まれていて、が、元参事官を東通の監査役に入れたい、上野をから水利常務、NEC常務取締役、当時ですねに話をしておいてくれという、指示というのをですか、をやつた。これは八十四ページから八十五ページに書いてあります。

そして、被告人上野は、NEC本社に戻った時に電話をかけ、こつちとしても相当無理をされているんだから、東通にうちのOBを役員クラスで受け入れてもらいたいという要求をしたこれが九十三ページに書いてあります。

だから、再就職について官房長から調査の本部に、再就職できるよう受注会社に役員の枠をつくるようにしてくれという要求がある。それをそのまま本部長が副本部長である上野氏に伝える上野氏は、これをちゃんとやれば自分の昇進に道を開くことになるんだということで、そういううとうにやることに賛同した。そして具体的には、あるの参事官の問題が実際に実行された。

こうなりますと、再就職用のポスト、取引先の会社の役員枠をつくる、こういう動きになつているのですね。官房長はこの事件の被告ではありません。こういう仕組みが、再就職についてそういうことになつておつたということが、この事件の中で出てきた、そういうことを冒陳で、証拠によつて証明すべき事実ということで、検察庁が公にしているわけですね。

そういう事実は認められるかどうか、それについてどう考えておられますか。

○守屋政府委員 御指摘の背任事件に関して、なぜ当時の調査本部が法や訓令に従い過払い額を算定しなかつたかなどの理由につきましては、公判の頭頭陳述において、自己の責任を回避してその保身を図るとともに、東通に防衛庁のキャリア事務官等の退職者の再就職用に役員等の枠を設けさせたなどの目的を持つて法や訓令に従うべき任務に背いたと指摘されておりますけれども、その事実関係については、防衛庁としましては現在進行中の公判により明らかにされるものと考えております。

右の如きは、その進展を注意深く見守りつつ、防衛廳として適切に対応してまいりたい、こう考えていきます。

○東中委員 何を言つておられるのですか。冒頭述述べてあるところがござります。

そこで、公判において明らかになるかどうかというそんな問題ではなくて、ここで私が今聞いている趣旨は、官房長が、出先の調達本部の、いわば会社と関係のある人に対して、再就職のために会社側の中に枠をとるよう交渉するようにといふことを言つたということが書かれているけれども、そのことは、防衛廳が見て、それは許されることが許されないことか、やつちやいかぬことなのか、やつてもいいことなのか、その辺についてどう思つておられるかと、一つです。それに従つてやれば昇進に影響があるというふうに、ちゃんとやれば昇進にそういう評価を受けるというふうに副本部長の上野氏は思つて行動を起こしたということ、これは証拠によつてといふことで検察庁は書いておるわけだ。

そういうことがあつていいのか、そういうことが防衛廳の中では当たり前になつておつたのかあるいは特異なのか、やつちやいかぬことなのか、それを聞いておるわけだ。どうですか。

○野呂田国務大臣 冒頭陳述において、これは逮捕された二人が検察庁に対して申し述べたことでありますから、私どもとしては、そういう事実があつたのではないかというふうに今思つておりますが、順次これから真相が解明されていくものと思つておる次第でござります。

また、そういうことが日常化していたのか、また、そういうことをやれば昇進に影響があると考えるかということにつきましては、これは、あの諸富、上野という者は、私は防衛廳における格別の存在であつたのじやないかと。このようなこと

が日常行われていたとは私どもは考えておりませんし、そのようなことをやれば失脚させるのが私どもも管理者の責任でありまして、榮進させるなんということはあってはならないことである、こう思つております。

そういうようなことははつきりとわかつてきましたのでございますから、私どもは今回、すべて再就職については長官の承認にからしめて、国会にもそのことを報告するように改めたいというのが、今回御審議をお願いしている法律であります。

○東中委員 官房長が調達の現場の者に対して、相手方の会社の中に再就職の役員枠をとれるようになひとつ話をしてくれというのは、何も背任行為をやれと言つていいわけじゃないんやね。再就職の枠をふやすようにひとつやつてくれということを言うたということは、これは一般的な問題としてだ。また、特定の参事官についての問題というふうに、二つ出てきているわけですね。

そういうことは、官房長が再就職について何の関心もないということじやないと思ひますけれども、そういう行為をやることはないことなのか、そういうことはやつちやいかぬことなのかなといふことです。

○野呂田国務大臣 それは絶対にあつてはならないことだと思つております。

○東中委員 そうしますと、官房長は、やつたといふことがこの冒陳で出ているわけですから、そのときの官房長はどなたか知りませんけれども、これは絶対にやつちやいかぬことを諸富氏に言ひ、諸富氏は上野氏に言ひ、それを今度はおまけに背任までやつて実行したということになつておるのですから、その官房長はだれだったのか。それから、それについての責任はどうなつたのか。ということ、これはどうなんでしょうか。

○守屋政府委員 ただいま大臣から御答弁がございましたように、防衛庁として、先生御指摘のよくな事実が絶対にあつてはならないと承知してい

るところでございます。

それで、一般に、退職される方の再就職につきましては、私どもは、基本的にその個々人が現職の道に進んでいかれる。それで、再就職の問題といふのは役所としても大変重要なものでございますから、役所の側において、職員の再就職を受け入れていただける企業等につきまして平素から情報収集に努めているほか、企業から適任者についての問い合わせがあつた場合等について、役所の側が適宜情報提供、紹介、推薦等、私ども適切に対応しているところでございますが、その際、先生御指摘のようなことがあつたとは断じて承知しないところでございます。

○東中委員 そうすると、平成六年四月五日ころ、被告人上野に対して、官房長から頼まれていろいろ、被告人上野に対して、官房長から頼まれていろいろ、被告人上野に対して、官房長から頼まれていろいろふうに言つてきて、上野君から永利常務に話ををしておいてくれというふうに諸富本部長は言つた。

この官房長はだれなのか。官房長はそういうことはやつてない、検察ではそなつて、冒陳といふことで発表されているわけです。そういうことはあり得べきことじやない、やつちやいかぬことであると言うのなら、その当時の官房長について調べたのか、調べてないのか。調べたとしたら、だれにどういう調べをして、どういう処置をしたのですか。

○守屋政府委員 そういうふうな報道とか事実が明瞭になりましたので、私ども、当時の担当の官房長に事実を照会いたしたところでございます。当時の官房長からは、そのような事実について明確な記憶がない、承知していない、こういうふうなその当時の調査結果をいただいているところございまして、私どもは、公判廷において事実関係が明らかになるということを見守つておるところでございます。

○東中委員 照会したと言わされました。いつですか。

○守屋政府委員 何月何日ということは覚えておりませんけれども、去年の秋という報告を受けております。

○東中委員 今、私が読み上げたのは、ことしの三月五日の冒頭陳述なのです。それまでに検察方が公式にそういうことを発表したことではない。いわんや去年なんて、そんなことがありますかい。

三月五日ですよ。そして、見守つていると言つた。こういう事実があつたからあなたは聞いたと言つけれども、それは去年だと。冒陳はことしの三月五日ですよ。そして、見守つていると言つた。わんや去年なんて、そんなことがありますかい。こんなふうに言つて、上野君から永利常務に話ををしておいてくれというふうに諸富本部長は言つた。

いない、去年照会しただけだと。こういう姿勢ではだめだということを、はつきり言つておきたいと思います。

○東中委員 そんなことで、事件にかんがみて、それで検討したのだと言つて——その不祥事件の内容で、官房長がこういうことをやつた、絶対やつてはいけない、年をやつたという冒陳が三月五日に出で、私はそれを読んだ。それで、照会したと言つた。こんなことじやだめです。長官、これは姿勢の問題ですよ。

私はあつたともないとも——検察院は証拠によつて証明すべき事実として冒陳を言つておるのだと。こんなことじやだめです。長官、これは姿勢の問題ですよ。

は、その冒頭陳述を見て話を聞いたというのじゃなくて、当時の官房長にこの事案が発生したときには照会したものと取り違えたのじやないかと思います。

私も、本人は、自分のそういう環境があることを、どんなに強く要請しても本当のことは言つてくれないというのが役所の調査の限界じやないかと私は思うのです。ですから、今、冒頭陳述で、本人がそう言つて、検察がそれを申し上げていると

どんないいふうから、本当の真相といふうのは、やはり裁判が進んでいかなければ私どもがどう言つて、検察がそれを申し上げていると

いうことでございましようから、本当の真相といふうのことは、やはり裁判が進んでいかなければ私どもとしては解明できないところがあるということも

あります。

以後こういう不祥事が起こらないようにするためにも、私どもはさらに綱紀を肅正し、防衛庁の職員の意識改革を行つて、一度とこういう不始末が起こらないように対処してまいりたい、こう思つておいでいるところであります。

それにつけましても、今まで、国会への再就職の届け出とか、あるいは防衛庁長官の承認というものが欠けていることが大変欠陥であるという

数々の御指摘をいただいておりましたので、これ

を改めるべく今度の法律を提出させていただいて

おりますので、こういう犯罪をこれからも未然に防ぐために、この法案の成立についてどうか御理解をいただきたい、こう思つておる次第でござります。

○東中委員 私は犯罪の問題を言つておるんじやないですよ。冒頭陳述にあらわれた当時の官房長が、具体的に、元参事官を東通の監査役に入れて

くれ、その交渉をしてくれということを調達実施本部に言つたということ、これはどういう証拠に基づいてそういうふうに認定しているのか、検察

院がやつたのか、わかりません、私は知りません。しかし、そういう言つたという事実があると

いうことを冒陳には書いておるんだから。

そうすると、官房長がそういうことをやつたらいかぬのやと、絶対あつてはならぬと先ほどおつ

しゃつた。しかし、具体的にそういうことが書い

であるのだから、それはどうなっているのかと官房長で調べて、それで、調べた上で、そんなことがないなら、ないということを天下に明らかにせんやいかぬじやないです。そのままにしておいて、三月五日に出た冒陳にそう書いてあるのに、去年調べたというようなことを当の官房長が答えてる。何ということだ。だから、それを調べただいいのですよ。調べなさい。

○野呂田国務大臣 確かに、今の官房長が、調べたけれども、そういうことは言つていらないと言つたという先ほどの答弁を申し上げたのですが、冒頭陳述でこういうことが明らかになつてくれれば、私はもどとしてもできる限りもう一回そこを調べてみたい、こう思つております。

○東中委員 だから、そういうことは絶対あってはならぬのだ。

再就職に、正しく努力する、あるいは情報提供するということはやつてもいいと思うのですよ。しかし、こういう格好でやつておるということが公判で検察に指摘されておつて、それで、それを知らぬ顔しておるというようなことじやだめですか、さちつとしなさいといふことをまず申し上げておきます。

もう時間がなくなつてしまひましたので、もう一点だけ聞きたい。

防衛府長官による再就職承認について、具体的な基準を設定するということになりました。そういう中で、在り方報告によりますと、承認については、企業の売上額に占める防衛庁との契約額の割合、いわゆる依存度が高いとそれはもう承認しない、そういう基準が出されているわけです。

アのほかにイ、ウ、エといろいろありますけれども、このア項で言つておる依存度について、この基準でいきますと、例えば、三菱重工、NEC、日産自動車、東芝など、防衛庁の契約の上位企業は契約額が非常に多いけれども、会社全体の売り上げに占める依存度は非常に低いので全部承認される、そういう基準になつてしまつておるのですが、そうですね。

もう時間がありませんから、続けて聞いていきます。

むしろ、そういう依存度だけじゃなくて、額で

すね。これは三菱重工にしてもNECにしまして

も、額が年間何千億、何百億ということになるわ

けですから、依存度は低くても、物すごく大きな額であります。防衛庁は年間二兆円からのそういう調達契約をするわけですからね。ほかの役所は

そんなことはないのでから。だから、依存度だけいい一般的の場合と違つて、防衛庁というのは特殊なんですね。しかも、随意契約と。

そういう条件だから、額で承認の一つの枠を引くということをしなきやだめだ。小さいところの依存度の多いところだけ禁止して、大きいところは全部やつておる。大きいところを通じて、大き

いところの支配下の会社へどんどんいわゆる天下

りするというようなことになつたのでは、これはもうしり抜けになりますから。その点、もう時間

がありませんので、一点だけ聞いておきたいと思

います。

○野呂田国務大臣 長官による再就職の具体的な承認基準につきましては、自衛隊員の再就職の在り方に関する報告における提言を踏まえまして、

一般職の例を参考に、本人が携わっていた契約額やいわゆる依存度等が一定の水準を満たさない場合には承認しない等の基準を設けることについて

検討しているところであり、これをもつて企業へ

の影響力を不正に利用した再就職を防止する考

えでございますが、ただいまの委員の御提言も勘案

しながら今後さらに検討したい、こう思つております。

○東中委員 今後検討するとおっしゃったのです

けれども、依存度によってやるということになつ

ていますが、これは一般的の場合なんで、防衛庁は

特殊だ、二兆円もある。それから、契約企業に何千億というのがあるんですからね。そういう額はやはりちゃんと入れる。まあ、検討するとおつしやつたんだすけれども、それはぜひ入れるよう

にしないと、やはり大きなところへどんどん行つ

ていいんじゃないかなって、公平性が確保できぬということになつて、公平性が確保できませんから、続けて聞いていき

ます。

むしろ、そういう依存度だけじゃなくて、額で

すね。これは三菱重工にしてもNECにしまして

も、額が年間何千億、何百億ということになるわ

けですから、依存度は低くても、物すごく大きな額であります。防衛庁は年間二兆円からのそういう調達契約をするわけですからね。ほかの役所は

そんなことはないのでから。だから、依存度だけいい一般的の場合と違つて、防衛庁というのは特殊なんですね。しかも、随意契約と。

さてそれでは、この懲戒制度の整備に至りました理由と背景、さまざま、役所に対するという

か、市民の目も厳しくなってきてる中で、どう

いう背景によって今回整備に至つたか、まず御説

明いただきたいと思います。

○野呂田国務大臣 一般職におきましては、最近の公務員不祥事に関連し、非違行為をした職員が人事交流のため退職、出向し、復職した場合において、このような職員を形式上の任用関係の断絶を理由に懲戒処分ができないとすることは、公務員における秩序維持という懲戒制度の趣旨から適当ではなく、また、非違行為をした後繼續して職員である者との均衡を欠くという問題があるため、こういった場合について懲戒処分をすることができるよう国家公務員法の一改正法案が国会に提出されているものと承知しております。

防衛庁としましても、隊員の規律を厳正に維持することは、自衛隊の精強性を確保し、かつ国民の信頼を得る上で極めて重要であると考えることから、自衛隊法に所要の改正を行い、一般職国家公務員に準じた懲戒制度の整備をすることとした

ところです。

ただ、これをやはり厳正にやつていただかない

と、法改正したのに実態が伴わないというふうで

は困りますので、今、長官から経過と御決意を伺いましたので、しっかりとやつていただきたいとい

うふうに思つております。

さて、二点目ですが、再就職について。

同じように、再就職についてはどういう理由と

背景で今回見直しが行われるようになつたのか、

いましたので、しっかりとやつていただきたいとい

うふうに思つております。

さて、二点目ですが、再就職について。

自衛隊の使命である我が国の防衛は、平素から

国民の信頼と支持なくしては達成し得ないもので

あるから、今後とも服務規律の厳正な保持を図

り、職員一人一人の意識改革を図りながら、国民に自衛隊に対する不信の念を抱かせることがない

よう真剣に努めてまいりたい、こういう思いで

ござります。

○辻元委員 今回の改正は一般職の国家公務員の例に準じてとることで、この間人事院の方でも、公務員の倫理の確立といふ観点から、不祥事

に対して厳正に対処するために、全般的に懲戒制

度を見直していくことという、その中の一環である

と、今の御答弁を伺つております。

○辻元委員 遂に終ります。

まず最初に、防衛庁長官にお伺いしたいと思

ます。

今回の中止をして、懲戒制度の整備と

いう点があります。

さてそれでは、この懲戒制度の整備に至りました理由と背景、さまざま、役所に対するという

か、市民の目も厳しくなってきてる中で、どう

いう背景によって今回整備に至つたか、まず御説

明いただきたいと思います。

○野呂田国務大臣 一般職におきましては、最近

の公務員不祥事に関連し、非違行為をした職員が

人事交流のため退職、出向し、復職した場合にお

いて、このよう職員を形式上の任用関係の断絶

を理由に懲戒処分ができないとすることは、公務員

における秩序維持という懲戒制度の趣旨から適当

ではなく、また、非違行為をした後繼續して職員

である者との均衡を欠くという問題があるため、

こういった場合について懲戒処分をすることがで

きるように国家公務員法の一改正法案が国会に

提出されているものと承知しております。

防衛庁としましても、隊員の規律を厳正に維持

することは、自衛隊の精強性を確保し、かつ国民

の信頼を得る上で極めて重要であると考えること

から、自衛隊法に所要の改正を行い、一般職国家

公務員に準じた懲戒制度の整備をすることとした

ところです。

確かにそうなんですね。今までこういう制度がなかつた方がおかしかつたのではないかと私は思っています。

○辻元委員 まず最初に、辻元清美君。

平成十一年六月二日

の承認を必要としないことになつておきましたし、また、再就職のための具体的な承認基準が示されおりませんでした。そういうさまざま問題が提起されたところでありますので、防衛庁としましては、こういう点を反省し、また、国会での御議論や、部外有識者から成る自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会の提言も踏まえまして、これまで一般職公務員に比して厳格さを欠くのではないかとの御指摘もあった自衛隊員の再就職手続について見直すこととし、所要の改正案を国会に提出したところであります。

今後は具体的な承認基準の作成を含めまして、可及的速やかにこういった事案に対応し、国民各位の信頼を早急に回復してまいりたい、こう存じております。

○辻元委員 この再就職については、今長官のお言葉の中にもありました、確かに批判が強かつたです。特に防衛庁絡み、去年はこのニュースで一色になるほどの事態を招きました。その中での整備ですので、不備があつては困るというように思います。形だけつくつて実態が伴わないようでは困りますので、幾つかの細かい点について質問させていただきます。

まず、改正いたしまして、離職前五年間に在職していいた防衛庁本庁または防衛施設庁と密接な関係にある企業、よく言われます登録営利企業体すべての地位への再就職が対象になるというふうに承知しておりますけれども、この登録営利企業体というのは、現状ではどれぐらいの数があるのでしょうか。

○野呂田国務大臣 防衛庁においては、防衛庁との契約に参加する資格を有するものの名簿、有資格者名簿に登録していることをもつて調査、審査対象企業の範囲としてきているところでございますが、今回の制度改正に当たつても、この点については従来と同様の考え方とすることが望ましいのではないかと考えておりますけれども、お尋ねの有資格者名簿に登録している企業等の数は、各機関から聞き取りにより把握しているところによ

れば、平成九年度当初において、中央調達の登録企業等二千二百社を含め延べ約七万二千社になる企と承知しております。

○辻元委員 七万二千社という非常に多い数、私が自分でどれくらいかなと予想していたよりも多い数でした。それらの関係の企業体に対して、先ほどから議論にも出でおりますが、今後は一定の基準を設けてということになつていてますけれども、この一定な基準について、次には御質問したいと思います。

この一定の基準の基礎になりましたのは、先ほど長官の御発言もありましたが、自衛隊員の再就職の在り方に関する検討会、これは昨年の十月、有識者も含めまして設置され、検討を続け、こどしの三月に検討結果をまとめられた最終報告書が出ていると思いますが、これを参考にしながら基準をお決めになつたと思します。もう一度、その点について、基準を説明してください。

○野呂田国務大臣 基準を決めるまでの経緯は、今委員から御指摘いただいたとおりであります。

基準の一般的な考え方としましては、一般職の例を参考にいたしまして、例えば、本人が所属している機関と企業との間の年間契約総額が当該企業の年間総売上額に占める割合、これを企業の防衛庁への依存度と言つてゐるのですが、それが一定の水準以下でなければいけないということ。それから、本人が携わった契約額が企業の年間総売上額に占める割合または契約額そのものが一定の水準以下でなければならないということ。それから、再就職先での地位が防衛庁との契約の折衝等を行う地位になかつたとすること等の基準を満たし、かつ公務の公正性の確保に支障が生じない場合について再就職を承認することが適当とするといふふうに考えておるわけであります。

○辻元委員 今基準を示していただきまして、先ささらに細かいことがあります、時間がないよううございましょうか。

○野呂田国務大臣 御指摘ありました承認基準の問題への配慮、あるいは公益法人への天下り禁止の問題等につきましては、今委員からお話をありました点もよく考えながらやつてしまつたといつておられます。

最後の、弾力的な承認というのは、若年定年制自衛官については、六十歳定年制をとつてゐる一般公務員よりも制度的に早期の退職を余儀なくされており、その多くは退職後の生活基盤の確保な

りましたが、先ほどの共産党委員からの指摘もあ

りました、企業との関係でいいました、そ

れから、非常に大きな企業体の場合は、そ

こに占める割合が少なくとも、額にしてみたり、それは防衛庁との関係でいいました、そ

れから、持つ契約内容の重要度といいますか、そ

のを製造したりするものですから、特殊なも

か、ずっと同じ企業に頼んでいくとか、そのよう

な特殊性がありますので、やはり、今長官がおつ

しゃいました一番目の、企業の総売上額に占める

防衛庁との契約額の割合、これが一定水準という

のは一概には決められないと私は思いますので、今後

の検討をしていただきたいというように思いま

す。

それで、あと二点指摘をさせてください。

きょうのこの審議を聞いておりまして、次に、特殊法人を含む公益法人への再就職について今は今回対象から離れているという点は、他の委員から指摘もありました。これは私は、ほかの委員会でも、公益法人、特に特殊法人への再就職の関係ということについても議論をしていくべきだといふような意見が多々出ております。ですから、その点についても今後、今回第一歩ですので、検討をしつかりしてほしいなと思っています。

そして最後にもう一つ、再就職については、若年定年退職者等については彈力的に承認する方向であるということなんですが、彈力的の中身、これを最後に長官に、どういう意味なのか、御説明いただきたいと思います。

○野呂田国務大臣 御指摘ありました承認基準の問題への配慮、あるいは公益法人への天下り禁止の問題等につきましては、今委員からお話をありました点もよく考えながらやつてしまつたといつておられます。

最後の、弾力的な承認というのは、若年定年制自衛官については、六十歳定年制をとつてゐる一般公務員よりも制度的に早期の退職を余儀なくされており、その多くは退職後の生活基盤の確保な

どのために再就職の必要性が高いこと、また、大

部分の者が我が國防衛のため厳しい教育訓練を励

んでおり、企業との関係を有さないこと、また、

在職中に培つた防衛に関する専門知識、経験等を

生かし、防衛庁と契約関係を有する企業等に再就

職する者も存在することなどの特性を持つており

ます。

こういった点を踏まえまして、防衛庁として

は、若年定年制自衛官が、例えば専門的知識、能

力等を生かして再就職する場合、すなわち、逆に

言えば影響力を不正に行使した再就職に当たらな

いと判断される場合には、他の隊員とは異なる承

認の仕組みを設けることを検討してまいりたい、

こういうふうに考えておるわけであります。

また、かかる仕組みを設けるに当たっては、そ

の承認の基準、規則等について明確にその対応を

書きたいと思っておりますし、このような仕組み

を設けることによって公務の公正性の確保を阻害

するようなことはないようにして、こういうふ

うに考えております。

○辻元委員 それでは最後に、先ほどからお話を

出でています中で、この間出されました再就職のあ

い方についての最終報告でも、最後の部分に透明

性の確保というものが強調されています。その中

で、新たに設定する承認基準についても公にする

ことが適當であるという点で締めくられており

ますので、この弾力的という部分についてもしっかりと基準をやはり公表していくべきであると私は考えております。

といいますのは、確かに国防に携わっていると

いう特殊事情はあるわけなんですねけれども、一方

で、今企業のリストラとかで職を失つて、再就職心配困っている人は、私たちは議員としてそう

いう対応も考えていくわけですが、前よりずっと

ふえていて、すべての人に適応するということになつておりますので、税金で働いてきた者は特に

基準を明確にしていかないと理解が得られにくい

と思いますので、最後にその点を主張させていた

だときまして、質問を終わります。

○二見委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○二見委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、自衛隊法等の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○二見委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○二見委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、浅野勝人君外三名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ及び自由党的四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されています。

提出者から趣旨の説明を求めます。浅野勝人君。

○浅野委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

自衛隊法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、適切な審査を経た上で自衛官の再就職を促進することが我が國防衛力の健全な人的基盤の確保に資する等との基本的認識に立ち、次の事項について検討の上善処すべきである。

一 自衛官への再任用制度については、当該再任用の実施状況を踏まえ、自衛隊の精強性に支障が生じない範囲で充実に努めること。

二 再就職の承認についての具体的基準を定めることに当たっては、公務の公正性確保に遺漏なくさざる自衛官の再就職の必要性、任務の特性等を十分に踏まえること。

三 調達実施本部等による一連の不祥事を踏ま

え、退職自衛官が誇りをもつてその専門的知識・能力・経験等を社会全体で活用できるよう、国、地方公共団体等における退職自衛官の任用を一層進めるとともに、退職自衛官の民間部門における雇用の意義に関する啓蒙活動に努める等自衛官の再就職支援のための施策の一層の充実を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○二見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○二見委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○二見委員長 本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。野呂田防衛庁長官。

○野呂田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を十分に踏まえまして、配慮してまいりたいと存じます。

○二見委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二見委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

自衛隊法等の一部を改正する法律案
自衛隊法等の一部を改正する法律

(自衛隊法の一部改正)
第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のよう改定する。

目次中「第一百七十七条」を「第一百七十七条の二」に改める。

第四十四条の二第一項中「及び次条」を「、次条及び第四十四条の五」に改める。

第四十四条の四の見出しを「(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)」に改め、同条第一項を次のよう改める。

任命権者は、次に掲げる者(次条において「定年退職者等」という)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がそのままの者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

一 第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二 前条の規定により勤務した後退職した者

三 定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして

政令で定める者

四 第四十五条第一項の規定により退職した者

五 第四十五条第三項の規定により勤務した後退職した者

六 第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者うち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

十号)の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

第四十四条の四第三項中「に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない」を「が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ」に改める。

第四十四条の四の次に次の一条を加える。

第四十四条の五 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものを占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいい。第三項において同じ。に採用することができる。

2 前項の規定により採用された隊員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 短時間勤務の官職については、定年退職者等のうち第四十四条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第四十五条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(自衛官への定年退職者等の再任用)

第四十五条の二 任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他長官の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用するこ

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができます。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以前でなければならない。

4 長官は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられている場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、任務を延長することができる。

第五条又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の五第一項第一号から第六号までに掲げる者と第五条又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の五第一項第一号から第六号までに掲げる者と

含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の五第一項第一号から第六号までに掲げる者と

(経過措置)

第三百七十七条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第一百八条第一項第二号中「又は第二項」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第六十二条第二項の規定に違反して常勤化によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

第六十二条第二項中「隊員は、その離職後」を「隊員(第三十六条第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として総理府令で定めるものを除く。)は、離職後」に、「離職前五年以内に従事していた職務と密接な関係のあるもので総理府令で定めるものについてはならない」を「その離職前五年間に在職していた防衛施設局と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない」に改め、同條第二項中「隊員が総理府令」を「隊員が総理府令」に改め、「長官」の下に「又はその委任を受けた者」を加え、同條に次の一項を加える。

四 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

五 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

六 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

七 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

八 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

九 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

十 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

十一 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

十二 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

十三 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

十四 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

十五 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

十六 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

十七 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

十八 内閣は、毎年、選議なく、国会に対し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るもの)に関する報告書を提出する。

る。

第九条 白衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、第六条並びに前条第一項及び第二項の規定にかかるらず、これらの規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員の通常の勤務時間に相当する勤務時間に換算して得た数を乗じて得た額とする。

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零二十二

一百零二十三

一百零二十四

一百零二十五

一百零二十六

一百零二十七

一百零二十八

一百零二十九

一百零三十

一百零三十一

一百零三十二

一百零三十三

一百零三十四

一百零三十五

一百零三十六

一百零三十七

一百零三十八

一百零三十九

一百零四十

一百零

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条、第八条関係）

職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	号俸	指定職
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任用職員以外の職員	1	245,500	334,300	373,700	417,500	472,300	1	593,000
	2	254,600	345,600	387,300	431,300	488,400	2	658,000
	3	265,300	357,000	400,900	445,100	504,600	3	729,000
	4	275,400	368,700	414,100	459,000	520,800	4	810,000
	5	288,400	380,500	427,300	473,000	536,800	5	873,000
	6	298,500	392,100	440,400	486,600	552,600	6	937,000
	7	310,200	403,200	453,500	500,000	568,300	7	1,025,000
	8	320,600	414,000	466,600	512,700	584,000	8	1,106,000
	9	331,400	424,800	479,600	525,200	599,700	9	1,185,000
	10	342,400	435,500	492,100	537,400	615,400	10	1,269,000
	11	353,400	446,200	503,100	548,200	627,900	11	1,346,000
	12	364,600	456,800	513,900	558,100	636,100		
	13	375,700	467,000	522,700	566,400	643,800		
	14	386,700	476,100	530,200	574,200	650,600		
	15	397,300	482,900	537,500	579,300	655,900		
	16	407,800	489,500	542,600				
	17	418,100	494,000	547,600				
	18	428,100	498,400	552,600				
	19	437,700	502,800					
	20	445,800	507,200					
	21	452,200	511,600					
	22	457,900						
	23	462,800						
	24	467,200						
	25	471,500						
再任用職員		347,700	375,700	415,200	454,400	514,400		—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

第二十七条の三、第二十八条の三関係)

2等陸尉	3等陸尉	准陸尉	陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	准海尉	海曹長	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	准空尉	空曹長	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
251,900	242,400	233,200	227,400	227,200	—	193,700	177,800	—	163,000	155,600
260,900	246,600	242,500	236,700	236,500	218,100	206,400	185,700	177,800	170,400	174,800
270,100	250,900	250,700	244,900	244,700	227,200	217,400	193,700	185,700	190,200	194,600
279,400	259,300	259,100	253,300	253,000	236,500	225,900	203,200	190,200	194,600	194,600
289,200	267,800	267,600	261,800	261,500	244,700	234,200	213,400	213,400	213,400	213,400
299,000	276,400	276,200	270,400	270,100	253,000	242,300	221,700	221,700	221,700	221,700
308,800	285,600	285,300	279,500	279,200	261,500	250,400	229,000	229,000	229,000	229,000
319,000	294,600	294,300	288,500	288,200	270,100	258,400	236,100	236,100	236,100	236,100
328,700	303,600	303,300	297,500	297,100	279,200	266,400	241,000	241,000	241,000	241,000
338,300	312,600	312,300	306,400	306,000	288,200	274,400	251,000	251,000	251,000	251,000
347,900	321,600	321,000	315,100	314,700	297,000	283,000	251,000	251,000	251,000	251,000
357,500	330,500	329,800	323,900	323,500	305,700	291,600	251,000	251,000	251,000	251,000
367,100	339,400	338,600	332,700	332,300	314,400	300,000	251,000	251,000	251,000	251,000
376,700	348,200	347,400	341,500	341,100	323,000	308,300	251,000	251,000	251,000	251,000
386,200	357,300	356,400	350,400	350,000	331,400	315,400	251,000	251,000	251,000	251,000
395,200	366,500	365,500	359,500	358,900	339,800	322,500	251,000	251,000	251,000	251,000
403,900	375,400	374,400	368,400	367,800	348,000	329,200	251,000	251,000	251,000	251,000
412,600	384,100	382,800	376,800	376,200	356,000	334,900	251,000	251,000	251,000	251,000
421,300	392,600	391,200	385,200	384,600	363,700	339,600	251,000	251,000	251,000	251,000
430,000	401,100	399,600	393,600	393,000	371,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
438,400	409,600	408,000	401,900	401,300	378,300	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
446,400	417,900	416,200	410,100	409,500	385,600	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
453,700	426,000	424,300	418,200	417,500	392,900	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
459,700	434,000	432,300	426,100	425,300	400,100	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
464,700	441,600	439,900	433,700	432,800	407,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
469,500	447,900	446,200	439,900	439,000	413,100	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
474,200	453,500	451,800	445,500	444,200	418,400	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
478,900	458,700	457,000	450,700	449,100	423,100	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
483,600	463,600	461,900	455,600	453,800	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
488,300	468,300	466,600	460,300	458,500	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
493,000	473,000	471,300	465,000	463,200	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
497,700	477,700	476,000	469,700	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
502,400	482,400	480,700	474,400	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
	487,100	485,400	479,100	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
	491,800	490,100		251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
312,200	302,600	302,200	295,300	291,200	280,900	258,000	—	—	—	—

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び受ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものる額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、

職員の区分 号 俸	階級	陸海空	將將	陸海空	將將	補補	1等 1 1	等 等 等	陸海空	佐 佐 佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
		俸給月額		俸給月額					俸給月額	俸給月額	俸給月額		
		(一)	(二)	(一)	(二)	(三)							
	1	円 593,000	円 593,000	円 499,900	円 458,500	円 440,900	円 387,500	円 352,100	円 327,800	円 281,600			
	2	658,000	658,000	516,500	472,300	454,400	399,900	363,500	338,600	338,600	291,900		
	3	729,000	729,000	533,100	486,100	467,900	413,500	376,000	349,400	349,400	303,600		
	4	810,000	810,000	549,400	499,900	481,400	427,100	387,500	360,600	360,600	313,900		
	5	873,000	873,000	565,500	515,100	494,500	440,500	399,400	371,900	371,900	324,200		
	6	937,000	937,000	581,600	530,300	507,200	453,900	411,100	383,200	383,200	334,600		
	7	1,025,000	1,025,000	597,400	545,500	519,300	467,300	422,800	394,500	394,500	344,900		
	8	1,106,000		612,500	560,600	530,100	480,700	434,500	406,000	406,000	355,100		
	9	1,185,000		627,500	575,700	540,900	493,600	446,000	417,300	417,300	365,300		
	10	1,269,000		639,400	589,700	551,700	505,600	457,400	428,400	428,400	375,500		
	11	1,346,000		648,200	603,000	562,500	516,400	468,600	439,400	439,400	385,400		
	12			657,000	615,700	572,800	526,600	479,800	450,100	450,100	395,000		
	13			665,800	625,100	581,500	536,200	491,000	460,800	460,800	404,400		
	14			674,600	631,300	589,600	543,200	501,800	471,500	471,500	413,600		
	15			637,500	594,900	550,200	512,000	482,200	482,200	482,200	422,800		
再任用職員以外の職員	16			643,700	600,100	555,700	521,600	488,700	431,800	431,800			
	17				605,300	561,100	528,600	495,100	440,700	440,700			
	18				610,500	566,200	535,600	500,100	449,300	449,300			
	19				615,700	571,300	541,100	505,100	457,000	457,000			
	20					576,400	546,500	510,100	463,400	463,400			
	21						581,500	551,600	515,100	469,100			
	22						586,500	556,700	520,100	473,800			
	23						591,500	561,800	525,100	478,500			
	24							566,900	530,100	483,200			
	25							571,900	535,100	487,900			
	26								576,900	540,100	492,600		
	27									545,100	497,300		
	28										502,000		
	29										506,700		
	30										511,400		
	31												
	32												
	33												
	34												
	35												
再任用職員			—	—	539,900	501,000	480,700	434,900	404,800	379,100	336,300		

備考 (一) 統合幕僚會議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給をとる。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定め慮して、政令で定める。

平成十一年六月三日

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「第一項中」の下に「同法第七条第一項中「第一項中」の下に「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項、第四十条の五第一項又は第四十五条の二第一項」ととする。

第七条第一項中「第一項中」の下に「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項、第四十条の五第一項又は第四十五条の二第一項」ととする。

第四十条の五第一項又は第四十五条の二第一項と、「(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)」とあるのは「(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号))の一部を次のように改正する。

第四十条の五第一項又は第四十五条の二第一項と、「(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号))の一部を次のように改正する。

「新自衛隊法」という。第四十四条の四、第四十五条の五及び第四十五条の二の規定の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(旧法再任用隊員に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である隊員

(次項において「旧法再任用隊員」という。)については、新自衛隊法第四十四条の四第三項及び第四十五条の二第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 旧法再任用隊員に対する第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	六十三年
平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

第五条第一項、第八条第一項及び第一項、第十一条第一項及び第三項、第二十二条の二第五項、別表第一並びに別表第二の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第七条の規定の適用については、旧法再任用隊員は、自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用された隊員でないものとみなす。

第六条 第一条中自衛隊法第六十二条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 第一条中自衛隊法第六十二条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、高齢社会に対応するため、隊員の定年退職者等の再任用制度について、六十五歳までの在職を可能とし、及び自衛官以外の隊員について短時間勤務の制度を設け、あわせて再任用された隊員の給与等に関する規定を整備し、並びに懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した隊員が再び隊員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができる。とするほか、公務の公正性の一層の確保等を図るために該当するものであるときには退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行なうことができる。そのため、離職後二年間に就くことについて防衛庁長官の承認を受けることが必要とされる常利を目的とする会社等の地位を離職前五年間に在職していいた防衛庁本庁又は防衛施設団と密接な関係にあるものとし、及び防衛庁長官が行つた承認の処分に關し、国会に対し報告しなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五条 新自衛隊法第四十六条第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一項第二号の政令で定める日以後ある隊員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある隊員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある隊員としての在職期間には含まれないものとする。

第六条 新自衛隊法第六十二条第五項の規定は、第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続く隊員としての在職期間には含まれないものとする。

(承認の処分の国会に対する報告に関する経過措置)

第六条 新自衛隊法第六十二条第五項の規定は、第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き續く隊員としての在職期間には含まれないものとする。

十二条第一項の規定に係るものと除く。)について適用する。

第七条 第一条中自衛隊法第六十二条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 第一条中自衛隊法第六十二条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。